

第4表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦H< 1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≦H< 2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≦ H	床下浸水 H< 0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m≦ H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
								避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い
長崎市※3	150	40	80	10	260	170	710	0	0	(120)	(360)
佐世保市	520	280	230	10	220	220	1480	0	0	(150)	(450)
島原市	230	90	90	20	90	70	590	0	0	(30)	(90)
諫早市※4	260	280	340	60	470	840	2250	0	0	(140)	(400)
大村市	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)
平戸市	120	100	100	0	50	90	460	0	0	(30)	(70)
松浦市	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)
対馬市	120	100	20	0	50	50	340	0	0	(20)	(50)
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)
五島市	230	160	180	10	50	90	720	0	0	(30)	(80)
西海市	250	210	250	10	70	130	920	0	0	(50)	(140)
雲仙市	240	210	410	210	60	170	1300	0	0	(80)	(220)
南島原市	560	250	310	50	100	140	1410	0	0	(70)	(190)
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小徳賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)
佐々町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
新上五島町	160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

津波浸水による本市への建物被害は、最も多く予測されているのが、既往最大潮位の場合で、堤防施設が機能する場合は3 6 9 0棟、機能しない場合は5 6 2 0棟である。堤防機能による浸水被害軽減効果は3 5 %となっている。

人的被害については、津波浸水の到達時間は、五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部の到達時間が最も早い、地震発生後約2時間経過後になるため、適切に安全な場所に避難すれば、死亡者は0人と予測されている。

この他、国の調査により、2022（令和4）年には長崎県周辺の海域に活断層があることが明らかとなっている。これら海域の断層について、想定される地震の最大震度や沿岸部の津波の高さを評価するための調査が待たれるところである。

イ 地震防災対策の課題

本市域における地震被害を軽減させるための対策としては、建物の耐震化、出火防止対策、斜面对策の強化、交通・海岸施設の整備、地域防災力の向上などが考えられる。

ウ 佐世保市中心部直下の震源を想定した震度・被害予測に基づく対策

上記対策としては、長崎県が2005（平成17）年度に実施した「長崎県地震等防災アセスメント調査」に基づき、佐世保市地域防災計画「第3編災害応急対策計画」の「第2章地震災害応急対策に関する計画」を策定したものが直近のものであり、今後、長崎県が新たに地震アセスメント調査を実施した場合にはその結果に基づき対策を検討する予定とのことである。

以下、佐世保市地域防災計画及びその他防災関連計画に基づく具体的な取組内容について述べる。

（2）都市の防災化

ア 都市の防災構造化

（ア）佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業

佐世保市では、戸建て木造住宅の所有者等に対し、耐震診断を実施し、並びに耐震改修計画作成及び耐震改修工事の費用の一部を補助することで、戸建て木造住宅の耐震改修工事等を推進し、地震に対する住宅の安全性の確保及び向上を図る目的で、佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業を実施し、下記の通り、経済的な助成を行っている。

① 耐震診断

耐震診断に要する費用の3分の2の額（上限41,000円）

※ 定額61,500円のうち41,000円を補助（個人負担額は20,500円）

② 耐震改修計画作成及び耐震改修工事

対象経費の5分の4（上限67万円）

※ 対象経費は耐震改修工事費用（耐震改修計画費用を加えることもできる）であるが、対象物件を解体し跡地に新築する場合、耐震改修工事費相当額が対象経費となる。

また、佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業の要件は以下の通りである。

<主な要件（耐震診断）>

- ① 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）
- ② 木造戸建て住宅で、かつ、階数が3以下のもの
- ③ 所有者等が現に居住しているもの
- ④ 佐世保市税の滞納がない者
- ⑤ 法人を除く

<主な要件（耐震改修計画・耐震改修工事）>

- ① （共通）旧耐震基準の木造住宅で、耐震診断の結果が不適合だったものを、適合させるためのもの
- ② （共通）所有者等が現に居住しているもの、又は耐震改修工事後30日以内に居住するもの

- ③ (共通) 佐世保市税の滞納がない者
- ④ (共通) 法人を除く
- ⑤ (耐震改修計画) 建築士の設計によるもの
- ⑥ (耐震改修工事) 施工者次の1～4のいずれか。
- 1 税の滞納が無く建設業の許可を持った佐世保市内業者
 - 2 税の滞納が無く建設業の許可を持った長崎県内業者
 - 3 税の滞納が無く建設業の許可を持った対象住宅を施工した者
 - 4 佐世保市内業者又は長崎県内業者であって、税の滞納が無く、建築士の管理の下に施工する者。

これによる件数等は以下の通りである。

建築物災害防止事業 (耐震診断・耐震改修 / 過去5年分)

令和6年3月末現在

① 補助実施件数(過去5年分)

(単位:件)

年度	耐震診断	耐震改修
令和元年	7	1
令和2年	9	0
令和3年	3	0
令和4年	1	0
令和5年	1	0

② 診断結果(過去5年分)

(単位:件)

年度	耐震診断	危険	安全
令和元年	7	7	0
令和2年	9	9	0
令和3年	3	3	0
令和4年	1	1	0
令和5年	1	1	0

※ 補助予算額(過去5年分)

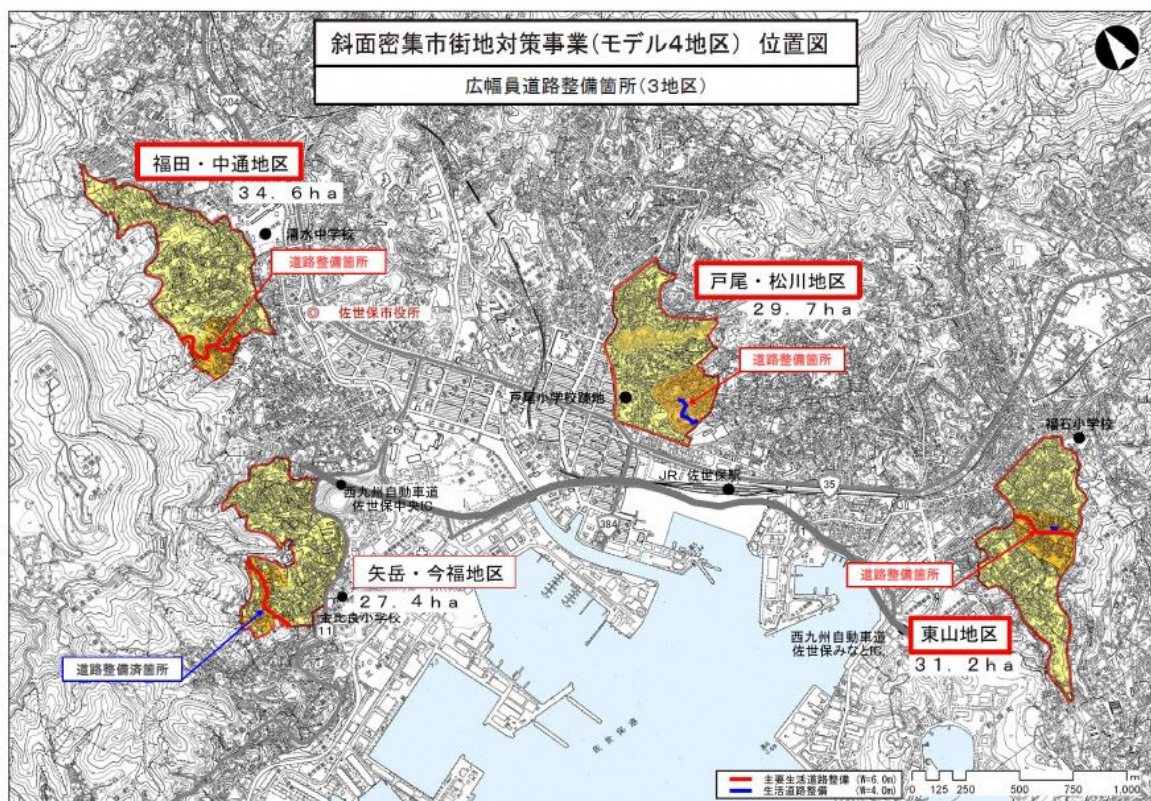
年度	耐震診断	耐震改修
令和元年	30,800×5件=154,000 31,400×5件=157,000 合計 10件 311,000	670,000×4件=2,680,000
令和2年	41,000×10件=410,000	0
令和3年	41,000×10件=410,000	0
令和4年	41,000×10件=410,000	0
令和5年	41,000×10件=410,000	0

(イ) 斜面密集佐世保市街地対策事業

斜面密集佐世保市街地では、防災性や生活利便性の向上等を目的としモデル4地区（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）内において「まちづくり協議会」との協働により道路整備（広幅員道路整備）を進めている。

矢岳・今福地区においては、2016（平成28年）度に道路1路線の整備が完了している。現在、整備中の路線は3地区（戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）だが、東山地区においては、令和5年度に道路1路線が完成し、供用開始している。

残りの2地区（戸尾・松川地区、福田・中通地区）についても、道路1路線の早期完了を目指して、整備を推進しているとのことである。



(ウ) 老朽危険空き家への適正管理の指導等や助成による除去

佐世保市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（１９９７（平成９）年４月１日付け建設省住整発第４６号）に基づき、老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行う者に対し、佐世保市老朽危険空き家除却費補助金を交付している。

同制度については、固定資産税納税通知書へ広告を同封する形でも広報している。

※このページだけは佐世保市の都市政策課と建築指導課からのお知らせです

空き家問題

「自分には関係ない」
…と思いませんか？

家を放っておくとどうなる？

劣化・老朽化
使いたい、売りたいと思った時には、住めなくなっていることもあります。

不動産価値の下落
老朽化に伴い、価値が下がっていく可能性もあります。

周辺への迷惑
人やモノに被害を与えた場合、**損害賠償**が発生することもあります。

空き家の所有者等には**管理責任**があります！

正しく管理しましょう

●管理・解体

✓人が住んでいないと、空気も入れ替わらず、どんどん傷んでしまいます。
✓将来、家をあなたが管理するか、ご家族とお話をされていますか？
✓もし、使用する予定がないのであれば、正しく管理するか、解体することも考えられます。
✓老朽化して危険となった空き家を解体する際は、補助金を受けられる場合もございます。
※補助金については条件がありますので詳しくは**建築指導課**へお問い合わせください。

●民間窓口のご案内

✓市が協定を結んでいる団体を紹介することができます。
✓例えば、空き家の売買、相続、リフォーム、解体など、さまざまなご相談について、各専門の窓口をご案内いたします。

解体補助金 概要
解体補助金 説明動画

空き家に関する相談窓口

売りたい・貸したい

●空き家バンク

佐世保市 空き家バンク

物件登録
物件情報
利用紹介
登録
交渉・契約

住んで欲しい
住みたい

空き家の所有者
空き家の利用希望者

佐世保市 空き家バンク・移住定住情報サイト
させぼ暮らし

✓登録は無料！空き家オーナーと利用者をマッチング。
※登録条件は**都市政策課**へお問い合わせください。

地震に強い住まいづくり

●安全・安心な住まいを目指して

旧耐震基準の住宅
安全・安心な住まい

診断
改修設計＆工事

耐震関係補助金説明

✓昭和56年5月31日以前に工事をはじめた住宅は、旧耐震基準で建てられており、現在の基準に適合しない場合があります。
✓これまで地震が少なかった地域でも、今後、いつ・どこで起こるか分かりません。
✓安全・安心な住まいとなるように、ご自身の住宅の耐震性能について知ること、必要に応じて耐震改修を行うことが大切です。詳しくは**建築指導課**へお問い合わせください。

お問い合わせ

※このページ(空き家・耐震関係)に関することに限ります

●都市政策課 0956-24-1111（内線2806、2807）
●建築指導課 0956-24-1111（内線2846、2847）
※このチラシはインターネットからもご覧いただけます→

このチラシの内容等は令和4年12月現在のもので、予告なしに変更する場合があります。

老朽危険空き家については2022（令和4）年度から2023（令和5）年度にかけて実地調査を行い佐世保市内で973件老朽危険空き家を確認している。

実績については以下の通りである。

老朽危険空き家除却費補助金 実績

年度	申請数	補助内定数	予算額	交付確定額		
				国費	市費	計
H31(R1)	90件	32件	18,000,000円	8,845,500円	8,845,500円	17,691,000円
R2	107件	33件	18,000,000円	8,948,500円	8,948,500円	17,897,000円
R3	132件	39件	21,000,000円	10,370,000円	10,370,000円	20,740,000円
R4	115件	36件	21,000,000円	9,856,000円	9,856,000円	19,712,000円
R5	95件	31件	21,000,000円	8,663,500円	8,663,500円	17,327,000円

(エ) 特定空き家について

- a 「特定空き家」とは、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景觀を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことである。

このうち、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空き家は、大地震などでの倒壊・火災延焼の要因ともなるから、防災まちづくりにおいてもはや放置できないものである。

特定空き家は、空家等対策の推進に関する特別対策措置法（以下、「空家法」という。）に基づき、上記の要件にあてはまる空き家を、空き家が所在する市が指定する。

指定までの流れとしては、まず市民からの通報や巡回により空き家の状況を把握し、そのうち管理状態が悪く近隣住民に悪影響を及ぼす可能性の空き家が見つかった場合、市の現地調査によって、空き家の詳細を把握する。把握した情報をもとに、対象となる空き家が特定空き家に該当するかを検討し、該当する可能性が高い場合、市が空き家の所有者に対して通知（指導）を行う。

空き家の所有者に通知や指導を行っても改善が見られず、周辺への影響が悪化した場合は再度検討し、該当するとなった場合、その空き家は「特定空き家」に指定される。その後の指導にも従わず、特定空き家として勧告されると、翌年度から固定資産税が最大6倍に引き上げられ、さらに、その後も空き家の状況が改善されない場合、市は罰金や行政代執行といった措置を取る権限を有することとなる。

b 佐世保市の現状

佐世保市における特定空き家は7件（2025（令和7）年1月24日現在）である。うち、緊急輸送道路（災害対策基本法第61条。長崎県地域防災計画にて指定。）沿道の特定空き家の数は1件（県道18号）であり、当該1件については、道路管理者である県が防壁を築造し対策済である。残り6件に対しては、市が空家法に基づく指導を行っている。うち1件については昨年度に特定空き家と判断したものであり、現時点では適切な管理を行うよう、文書にて行政指導を行っている状況とのことである。

（オ）管理不全空き家について

a 管理不全空き家の意義

2023（令和5）年に空き家対策特別措置法が改正され、空き家の区分として、新たに「管理不全空き家」を指定できることにな

った。管理不全空き家とは、「空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある」ものをいう。

全国的に「特定空き家」になるおそれがある空き家は増えていく一方であることから、各自治体が、放置すれば特定空き家になる可能性のある空き家を「管理不全空き家」として、指導・勧告できるようにすることで、早期改善を図る目的である。

ただし、法律が改正されて間もないことからまだ明確な基準は示されていない。

b 佐世保市の状況

佐世保市においても、管理不全空き家の判断基準を定めておらず、管理不全空き家の数としては把握していない。現状でも、老朽空き家については市職員による現地調査及び市民からの相談等により把握しており、適宜指導を行っているところではあるが、今後、管理不全空き家の判断基準について、他都市の事例を参考に研究を進めていくこととしている、とのことである。

【意見】

老朽空き家の調査により 973 件の老朽空き家があったとのことである。上記老朽空き家のうち、とくに優先して指導すべき危険な物件を抽出することは効率的な行政運営のために必要である。ぜひ管理不全空き家の定義を確定した上で、整備を進めていただきたい。

(カ) 宅地の変動予測調査及び住民への情報提供状況について

阪神淡路大震災、新潟県中越地震において大規模盛土造成地の一部で、がけ崩れや土砂の流出等による宅地被害が発生した事例を受

けて、佐世保市においても、市民に大規模盛土造成地が身近に存在することを知ってもらうため、宅地耐震化推進事業の中で「佐世保市大規模盛土造成地マップ」を作成した。

大規模盛土造成地マップは昭和40年代の古い地形図と新しい地形図を重ね合わせ、その標高差から盛土造成が行われたとみられる一定規模の位置を抽出したものである。

抽出した区域が危険かどうかを判断するものではないものの、市民に対し、災害の未然防止などの防災意識を高めてもらう目的として作成したものとのことである。

同マップについては、1989（平成元）年度より佐世保市ホームページ掲載、紙媒体としても閲覧できるように建築指導課窓口、各支所等に配布しているとのことである。

【評価】

佐世保市大規模盛土造成地マップは、当該区域が危険かどうかを判断する物ではないが、市民の災害の未然防止など防災意識を高めるために資するものであり、市民への有益な情報提供として評価できる。

（キ）ブロック塀等の安全対策に関して

a コンクリートブロック塀の危険性

大地震のたびに、ブロック塀が倒壊し犠牲者が出てきた。近年では、2005（平成17）年の福岡沖地震や2016（平成28）年の熊本地震でも、倒れたブロック塀で下敷きになり犠牲者が出ている。そして、2018（平成30）年大阪北部地震では、通学路を歩いていた小学4年生の女兒が、倒壊したコンクリートブロック塀の下敷きになり亡くなった。

このように倒れたブロック塀の下敷きになる事故は、大地震のたびに繰り返されており、その危険性が認識されて久しい。佐世保市におけるブロック塀等の安全対策に関する取組みについて、関係各部局に照会を行ったところ、各回答は以下のとおりであった。

b 佐世保市の現状

(a) 学校敷地内・通学路沿いのブロック塀等（教育委員会）

学校敷地内のブロック塀等については2018（平成30）年6月に全校緊急点検を実施した後、安全性に懸念のあったブロック塀等について令和元年度までに撤去工事や補強工事等の安全対策を完了している。完了から5年程度の経過であるため、2024（令和6）年度現在で特に実施している・実施を検討している対策等はない、とのことである。

通学路沿いのブロック塀等については、佐世保市通学路安全プログラム内にて、学校、PTA、地域、土木部等と連携しながら点検を行い、危険性があれば対応するようにしている、とのことであった。

(b) 社会福祉施設等のブロック塀等（保健福祉部）

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策については、各事業所に状況照会を行って状況を把握しており、最新の調査は2019（令和元）年におこなったものである。当該調査時点で、ブロック塀等の安全性に問題が見つかった事業所は4件であった。その後、地域介護・福祉空間整備等施設整備のブロック塀改修事業により、調査時に不備のあった事業所はブロック塀の改修を完了しているとのことである。

(c) その他市内のブロック塀等（都市整備部管轄分）

佐世保市都市整備部が管轄するブロック塀等に関しては、現時

点において安全対策に関する取組みとしては、特段実施していないとのことである（ブロック塀に限らないが、設計者及び施工者の団体（建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、中小建設業協会）と協力し、建築物の法令遵守及び適切な維持管理を推進しているとのことである）。

なお、過去には、前述の大阪北部地震で小学生が亡くなった事故を受け、「ブロック塀の点検のチェックポイント」と題し適切なブロック塀の構造と専門家の相談窓口を示した資料をホームページに掲載し、周知・啓発を行ったとのことである。

【意見】

学校敷地内・通学路沿い及び社会福祉施設等のブロック塀等に関しては、適切に安全対策がなされていることが確認できた。都市整備部管轄の市内のブロック塀等に関しては、上述のとおり、2018（平成30）年発生のおおさか北部地震での事故を受け、適切なブロック塀の構造等に関しホームページ上で周知・啓発を行ったとのことである。

しかしながら、これにより市内の危険なブロック塀がどの程度改善されたかは不明である。佐世保市ではその地形の特性から、擁壁などの上にブロック塀が設置されているなど、危険なブロック塀の存在が多数予想される。また、大阪北部地震発生から20年近くが経過しているところ、ブロック塀は積極的に建て替えるものでもないため、危険なブロック塀の老朽化はさらに進んでいるものと考えられる。

よって、市の危険なブロック塀の把握とともに、危険解消の取組を行っていただきたい。たとえば、再度ホームページに危険なブロック塀の点検方法や補修方法をわかりやすく掲載するとともに、地域防災組織と連携し、危険箇所を点検するなど、市全体の防災力を向上するような取組を検討していただきたい。

(3) 公共施設等の安全対策

ア 上下水道施設の災害予防対策

(ア) 送配水管及び污水管の老朽化の調査状況

水道管の健全度の調査については、配水量を常時監視しており、漏水が疑われる区間において夜間漏水調査を実施している。

また、污水管については、布設後の経過年数が長いもののうち、破損や腐食の恐れがある陶管、ヒューム管を中心に実施している。2019（令和元）年から2023（令和5）年における、污水管の老朽化の調査延長は、約39.3kmとなっている。

(イ) 下水管路の更新状況

污水管の老朽化対策については、2019（令和元）年度からストックマネジメント計画に基づき計画的に実施しているとのことである。2019（令和元）年から2023（令和5）年までの老朽管の更新延長は、約7.8kmとなっている。

(ウ) 上水道管路の更新状況

佐世保市水道局によると、2023（令和5）年度決算の水道管の経年化率は36.6%で、2022（令和4）年度決算の34.5%と比べ、1.9%上昇している。水道統計調査によると、長崎県内においては、下記の通り、佐世保市が特に高い経年化率となっている状況にある。

(エ) 下水道施設の整備

水道局水道管路整備課によると、本市の水道管の経年化率は、以下のとおりである。

管路経年化率 「水道統計調査」資料（厚労省）

県市名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福岡県	19.3%	20.0%	21.0%	22.7%	23.3%
佐賀県	12.4%	12.4%	13.7%	14.4%	16.0%
長崎県	11.2%	13.4%	14.0%	17.1%	18.1%
熊本県	13.0%	13.7%	15.2%	15.8%	16.8%
大分県	15.8%	15.8%	17.5%	19.6%	21.1%
宮崎県	15.9%	16.4%	18.0%	21.3%	24.6%
鹿児島県	16.0%	16.9%	17.7%	17.8%	20.4%
沖縄県	8.7%	10.4%	12.7%	15.5%	18.4%
全国平均	14.5%	15.8%	17.2%	18.7%	22.1%
(参考)					
長崎市	14.9%	17.6%	19.9%	20.3%	22.0%
諫早市	12.4%	13.8%	14.1%	14.3%	16.4%
大村市	9.3%	10.0%	11.2%	11.4%	12.2%
佐世保市	23.6%	25.4%	26.3%	27.0%	27.1%

※簡易水道を除く口径 50 mm以上の導水管・送配水管(全国統計資料：厚生労働省)

(オ) 水道管路の更新

水道管の老朽化対策については、漏水した際の影響が大きい基幹管路（導・送・配水本管）の更新を重点的に行っており、小口径の配水支管については、老朽管のうち漏水や破裂が発生した路線を中心に更新しているとのことである。

水道事業区域の口径 50 mm以上の導・送・配水管の更新率は、2023（令和 5）年度決算で 0.32%となっている。

水道統計調査によると、長崎県内の更新率は全国平均を下回っており、下記の通り、佐世保市も年間更新率が 0.3～0.5%と低い状況で推移している。

管路更新率 「水道統計調査」資料（厚労省）

県市名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福岡県	0.82%	0.87%	0.80%	0.71%	0.67%
佐賀県	0.66%	0.61%	0.55%	0.70%	0.60%
長崎県	0.53%	0.50%	0.42%	0.44%	0.44%
熊本県	0.36%	0.33%	0.26%	0.36%	0.31%
大分県	0.66%	0.56%	0.64%	0.61%	0.61%
宮崎県	0.60%	0.68%	0.70%	0.65%	0.63%
鹿児島県	0.62%	0.59%	0.70%	0.54%	0.91%
沖縄県	0.66%	0.48%	0.40%	0.35%	0.27%
全国平均	0.62%	0.56%	0.56%	0.53%	0.64%
(参考)					
長崎市	0.39%	0.23%	0.31%	0.38%	0.35%
諫早市	0.84%	0.96%	0.44%	0.65%	0.43%
大村市	1.03%	0.78%	0.83%	0.80%	0.49%
佐世保市	0.37%	0.50%	0.42%	0.30%	0.46%

※簡易水道を除く口径 50 mm以上の導水管・送配水管(全国統計資料：厚生労働省)

【意見】

管路更新率が低いのは全国的な課題である。水道管路の老朽化は、地震時にひび割れが大きくなるなどして、道路の崩落につながるなど大事故につながりかねない。また、平時でも 水道管の劣化が原因とみられる道路の陥没事故は全国的にも数多く発生している。早急に予算を確保して更新を行うとともに、自治体間で連携し、事故事例やデータを共有するなどして、また他自治体の取組も参考にしながら対策を進めていただきたい。

イ その他

(ア) 市営住宅

佐世保市においては、2023（令和5）年4月1日時点で、市営住宅全体の32.6%が新耐震基準前の住宅となっている。

【意見】

耐震工事が完了しているかどうかは入居している市民、入居を検討している市民にとって重要な関心事である。耐震工事未完了の市営住宅については、耐震工事の完了の事実や建物の耐震性・安全性（どの程度の震度に耐えられるか等）を市民が容易に情報にアクセスし参考とできるよう、ホームページのわかりやすいところに速やかに公開することなどを検討されたい。

（イ）佐世保市消防局

a 消防用車両等の整備

佐世保市における常備消防車両は66台、非常備消防車両は103台となっている。出動時における故障件数は、2020（令和2）年から2023（令和5）年まで、すべて0件となっている。

b 消防水利の整備

佐世保市内の消防水利充足率は以下のとおりである。充足率100%を達成するために、残り90基の消防水利整備が必要である。

消防年報(令和6年度版)より抜粋

消防水利充足率(佐世保市内)

令和6年4月1日現在

基準数	充足数			不足数	充足率(%)
	消火栓	防火水槽等	小計		
2,251	1,300	861	2,161	90	96.00

また、防火水槽等の工事の状況は以下のとおりである。

佐世保市地域防災計画等に基づき行った工事等について（消防局）

年 度	事 業 名	時 期 (検収日)	費 用 (円)	取り組み内容
令和元年度	江上町地内防火水槽新設工事	2020年1月23日	12,459,700	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
	浅子町地内防火水槽新設工事	2020年2月27日	7,593,300	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
	吉井町直谷地内防火水槽新設工事	2019年1月6日	7,268,800	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
	江迎町乱橋地内防火水槽新設工事	2019年9月25日	6,175,440	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
令和2年度	船越町地内防火水槽新設工事	2020年1月18日	11,361,900	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
	針尾西町地内防火水槽新設工事	2020年1月2月8日	7,015,800	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
	江迎町奥川内地内防火水槽新設工事	2020年1月2月22日	6,633,000	水利不足地域へ耐震性防火水槽を整備したものの。
令和	日宇町地内防火	2021年1	9,601,	水利不足地域へ耐震性

3 年 度	水槽新設工事	0 月 1 1 日	9 0 0	防火水槽を整備したも の。
	世知原町栗迎地 内防火水槽新設 工事	2 0 2 1 年 1 1 月 9 日	9 , 0 7 6 , 9 8 0	水利不足地域へ耐震性 防火水槽を整備したも の。
令 和 4 年 度	災害用ドローン 整備事業	2 0 2 2 年 1 0 月 2 0 日	6 , 7 4 9 , 6 0 0	災害用ドローンを整備 したもの。
	大塔町地内防火 水槽新設工事	2 0 2 3 年 2 月 8 日	1 0 , 7 0 7 , 4 0 0	水利不足地域へ耐震性 防火水槽を整備したも の。
	世知原町栗迎地 内防火水槽新設 工事	2 0 2 3 年 2 月 2 8 日	1 0 , 6 2 1 , 6 0 0	水利不足地域へ耐震性 防火水槽を整備したも の。
令 和 5 年 度	日野町地内防火 水槽新設工事	2 0 2 3 年 1 2 月 1 3 日	1 6 , 0 5 3 , 4 0 0	水利不足地域へ耐震性 防火水槽を整備したも の。
	金比良町地内防 火水槽新設工事	2 0 2 3 年 1 2 月 5 日	1 0 , 7 8 8 , 8 0 0	水利不足地域へ耐震性 防火水槽を整備したも の。
	吉井町吉元地内 防火水槽新設工 事	2 0 2 4 年 2 月 2 1 日	1 4 , 1 3 1 , 7 0 0	水利不足地域へ耐震性 防火水槽を整備したも の。

【評価】

消防用車両等の整備、消火栓の維持管理や消防水槽の耐震性能に関する整備

状況はおおむね良好である。

c 消防庁舎の耐震工事

佐世保市の消防署及び出張所のうち、2署5出張所が、築30年以上を経過している。消防庁舎は災害時の活動拠点となるところ、庁舎等の被災等によって火災・救助・救急活動が停滞するという状況を回避するため、消防施設等を計画的に整備する必要がある。現時点での計画内容は、以下のとおりとなっている。

宇久出張所については、他の市施設と統合による建て替えが示されていたが、2023（令和5年）度に西消防署宇久出張所及び消防団第48分団詰所は、単独での更新を行う方針が固まり、宇久出張所は2027（令和9）年度完成予定である。

中央消防署日宇出張所及び西消防署祝橋出張所については、日宇出張所については、2025（令和7）年度に完成予定である。祝橋出張所については、上記宇久出張所完成の行程と調整を行いながら順次更新を進めている。

中央消防署本署については、更新ではなく、長寿命化工事を行い継続使用する方針となっている。その他の署、出張所については、次期以降の計画に計上すべく、今後検討が行われる予定である。

3 その他の災害予防に関する計画

（1）風害予防に関する計画

ア 佐世保市地域防災計画

佐世保市では、夏期7、8月ころから9月中旬にかけて発生する台風が、一般的に九州の西側海上または東側内陸部を通過するとみなされていることから、佐世保市地域防災計画では、風害から防護するために

以下の工事を推進することと計画している。

(ア) 港湾漁港施設の防災対策

a 海岸高潮対策工事

佐世保市は、海岸保全施設の新設、改良に関する工事で災害発生のおそれのある未整備の海岸又は老朽化等により整備水準が劣っている海岸で大規模なものは高潮・波浪・津波等の海水による災害を防除するための工事を国の補助を受けて実施しており、今後も計画的に進める予定である。

b 海岸局部改良工事

佐世保市は、海岸保全施設、改良に関する工事で小規模なものについては、各々急を要する箇所から施工している。

(イ) 農作物の防災対策

佐世保市は、港湾部・農林水産部が担当部署となり、県北振興局及び農協と協議しつつ、農作物の防災対策として以下の通り取り組んでいる。

- ① 耐風性水稻栽培技術の指導
- ② 果樹枝の結束、古い支柱の更新、防風林や防風ネットの設置
- ③ 種子及び種苗の確保
- ④ 古いビニールハウス等の張替え及び資材の更新

【意見】

風害は、風によって引き起こされる災害全般のことであり、主に台風・低気圧による強風、竜巻やダウンバースト、塵旋風などによる突風が原因となる。風害には雨を伴うことが多く、風害と水害の被害を分けることは難しく、風水害とすることも多い。風害に関連する災害としては、沿岸部で高潮が誘発され

るなどのことがある。これらのことから、風害対策、水害対策、高潮対策では重複する対策が多くなる。現に、今回の監査にあたり、監査人より資料の提出等を求めた結果、実施内容は重複するものであった。このことからすると、地域防災計画の項目立てについて再考することも考慮に入れていいのではないかと思料する。

なお、風害だけに特有というわけでもないが、風害では農作物への被害が大きくなる傾向にある。このため農作物に関しての計画が必要かとも思われるが、この点については、主に県北振興局等が対応しているようであり、佐世保市として対策すべきかどうか、仮に対策するとしてどのような対策をするべきなのかについても再考する必要があるのではないだろうか。

その際に、県北振興局や農協でどのような対応をしているのかを知らなければ佐世保市として対策すべき内容を検討することはできないため、「県北振興局や農協が指導している」だけではなく、具体的にどのような指導を行っているのかを把握することが望ましい。

（２）雪害予防に関する計画

ア 佐世保市地域防災計画

佐世保市は、温暖地であるため降雪は比較的に少ないが、降雪によるライフラインの停滞、麻痺について留意する必要があるとの観点から佐世保市地域防災計画では、以下のとおり計画されている。

なお、佐世保市では、2016（平成28）年1月には大雪（日最深積雪17cm）に見舞われ、道路、鉄道の交通麻痺、断水等の被害が市内全域で発生した。

（ア）道路の雪害予防対策

a 融雪剤の配布

佐世保市では路面の積雪や凍結による交通麻痺、スリップ事故が

予想されることから早急な融雪作業が必要である。佐世保市は、各警察署、西肥バス及び各消防署と協議し、対策として、毎年冬期前に融雪剤を確保して、関係機関への散布依頼と建設業者への委託を行っている。1回の融雪剤散布に約250袋使用することから、融雪剤は、2回程度の量を確保しており、使用の都度補充をしている。委託先としては、路面凍結や積雪に対し、緊急的な対応が必要となることから、原則、散布路線近傍の業者に委託することとしており、建設業者を地区別に選定している（約40社）。

また、バス路線や主要幹線道路の融雪剤散布路線は次のとおりである。

（a）本庁管内

相浦港連絡線、母ヶ浦中里線、石岳鹿子前線、船越白浜線、田原小川内町線、田原柚木町線、潜木徳道線、春日田代町線、下宇戸満場線、烏帽子岳線、鵜渡越弓張線、佐世保相浦循環線、名切俵町通線、東山手線小佐世保通線、新烏帽子岳線、福石天神町線、藤原崎辺町線、山祇黒髪町線、尼潟循環線、もみじが丘団地本線、船越石岳線、但馬越線、矢峰柚木線、上宇戸高花線、中越転石線、田代赤木町線、戸尾山祇町線、天神山手線、天神中部線、大和楠ヶ浦線、天神2号線、赤崎陸橋線、烏帽子木風町線、高梨山手町線、東山手上部線、須田尾東部1号線、松尾橋通線、満場中木場線、もみじが丘団地線、大塔側道1号線、大塔側道2号線、西九州道側道1号線、新白岳橋線、左石柚木線

（b）東部工事事務所管内

上原黒髪町線、花高循環線、広田重尾町線、花高本線、花高団地本線、横手平松町線、日出心野線、心野平松線、心野開拓線、宮津循環線、南風崎萩坂線、長畑奥山線

(c) 西部工事事務所管内

牧の地乙石尾線、梶木場線、田原御橋線、国見山荘線、開作中央線、世知原中央線、下開作線、田原黒石線、田原下長田線、末橋線、梶ノ村支線、根引梶ノ村線、高岩白岳線、轟線、中尾中央線、中尾栗越線、長坂立道 1 号線、長坂立道 2 号線、江迎中央線、江迎鹿町駅前線、小森線、箆尾堤原線、猪調堤原線、二本山支線、岳ノ木場船ノ村線、土肥ノ浦口ノ里線

上記散布路線以外の市道のうち概ね標高 300 m 以上の山間部や積雪や路面凍結が解消しにくい地区において、地域での散布作業の協力が得られる路線については、地区の指定する場所へ融雪剤の事前配布を行う。配布地区は柚木支所、中里・皆瀬支所、吉井支所、世知原支所管内等の地区とする。

b 除雪作業について

山間部の生活道路（市道）において、相当量の積雪・残雪があり、融雪剤の散布では効果がなく日常生活に著しく影響を与えている場合（バス路線や主要幹線道路において融雪剤散布での効果が少なく、交通麻痺が生じている場合）は、必要に応じて除雪作業による対応を行う。佐世保市では、除雪作業は、建設機械の使用や人力において行う。

次に積雪による道路への樹木の倒木は、交通を阻害するので、対策として道路に覆い被さっている樹木の定期的な伐採が必要である。そのため、佐世保市では、市道上の街路樹については、毎年維持管理を実施しており、特に倒木や枝折れの恐れがある、枯れている樹木については必要な伐採・剪定を実施している。

c 広報について

佐世保市ホームページにおいて、道路凍結への注意喚起を促している。

【評価】

佐世保市は温暖地であり積雪が比較的少ないが、地形的な特徴として山間部も多く、また、傾斜地も多い。したがって、一度降雪すると積雪による被害が拡大する恐れも大きく、雪害予防対策も重要であると考えられるところ、概ね計画通りに実施されており評価できる。

（３）高潮災害予防に関する計画

ア 佐世保市地域防災計画の内容

佐世保市地域防災計画では、おおむね以下のとおり計画する。すなわち、佐世保港の海岸線は大小の入江が多く、その延長は２００kmの長さにわたっており、このうち島の延長が約５０kmである。人工護岸８１kmの殆んどが、旧海軍時代に要塞地帯として、軍秘に属し、管理及び維持は放置された状態であったため、相当に老朽化したものが多く、台風時等には大きい被害を被っている。

１９５６（昭和３１）年に海岸法が制定されて以来、海岸防災事業は年々強化されているところ、佐世保港は１９６３（昭和３８）年度より海岸の整備を行ってきており、２０２１（令和３）年度時点で約２１km完了している。今後についても、毎年計画的に整備を進める予定である。

また、漁港においては、佐世保市が管理している１１漁港区域内の海岸線の延長は、約１５kmあるが、整備が完了している海岸は約３kmである。１９６３（昭和３８）年度から水産庁の高潮対策事業を取り込み、逐次整備を進めている（第１表記載の通り）。

第 1 表 漁港海岸保全施設整備事業実績及び計画（水産庁所管）

漁港	海岸延長 (m)	整備済延長 (m)	未整備延長 (m)	海岸保全区域 指定年月日
高島	1,413	428.5	984.5	昭和 34 年 3 月 30 日
浅子	42	0.0	42.0	昭和 34 年 8 月 10 日
柿ノ浦	471	370.5	100.5	昭和 34 年 3 月 30 日
針尾	3,519	1,238.2	2,280.8	昭和 52 年 4 月 1 日
久津	1,706	779.9	926.1	昭和 53 年 4 月 7 日
小浜	853	505.0	348.0	昭和 55 年 4 月 15 日
寺島	595	0.0	595.0	昭和 34 年 3 月 30 日
木場	525	0.0	525.0	昭和 34 年 3 月 30 日
矢岳	1,815	0.0	1,815.0	昭和 34 年 8 月 10 日
神崎	2,142	45.0	2,097.0	昭和 39 年 6 月 10 日
鹿町	2,575	0.0	2,575.0	昭和 34 年 3 月 30 日
計	15,656	3,367.1	12,288.9	

また、関連する佐世保市国土強靱化地域計画の内容は以下の通りである。

国土保全・交通・物流	
命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討

【海岸保全施設の整備】（重点・加速化） ○海岸保全区域内において津波や高潮等による海水の侵入や浸食から海岸を防護する施設が海岸保全施設であり、その施設の計画天端高は津波や高潮による浸水想定区域の指定時に設定される最高水位に基づくものであるが、高潮浸水指定区域の指定に至っていないため、早急に対応する必要がある。 ○津波や高潮等の災害から陸上のインフラ施設の機能を守るとともに災害派遣医療チームが災害拠点病院に到達できるよう、海岸保全施設の災害対応力強化に向けた取組を推進する必要がある。	○津波や高潮等の災害から陸上インフラ施設の機能を防護し、災害派遣医療チームが災害拠点病院に到達できるよう、災害による影響の解消・低減に向けた海岸保全施設の整備・改良等を推進する。
【漁港等漁業活動拠点の安全性の確保】（重点・加速化） ○漁港など漁業活動拠点の老朽化が進んでおり、災害時に倒壊、損壊し、市民生活への影響や人的被害が懸念されることから計画的に整備・補修を行う必要がある。	○漁港の整備計画は策定済みで順次整備を実施している。あわせて、長寿命化計画を策定し、適正な管理を行い、安全性の確保を図る。
老朽化対策	
既存インフラの高齢化が加速度的に増加する中、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討
【海岸保全施設の老朽化対策】（重点・加速化） ○海岸保全施設は、海岸保全区域内における海水の侵入や浸食から海岸を防護する施設であり、既存の施設が老朽化により機能不全に陥らないよう、関係する法令に従い、平時から適切な施設の維持管理・更新をおこなう必要がある。	○海岸保全施設については、機能不全に陥らないよう、関係法令に従い、平時から既存施設の点検診断をおこなうとともに、診断の結果、性能の低下が認められた施設については、早期に維持管理・更新を図るなどの老朽化対策を実施する。

また、佐世保港の海岸線については以下の通りである。

No.	地区	海岸線延長	人工護岸	海岸防災事業
1	浅子	2,736	853	737
2	相浦	6,266	1,178	255
3	大潟	11,428	3,541	180
4	大崎	3,363	112	0
5	日野	5,978	1,700	625
6	鹿子前	5,658	2,400	2,012
7	船越	7,377	4,370	3,822
8	名切	5,086	910	646
9	柳ノ本	3,472	1,751	478
10	安東寺	2,251	336	100
11	白浜	5,405	692	303
12	国崎	1,854	689	214
13	向後崎	1,975	1,826	27
14	俵ヶ浦	5,131	5,059	1,672
15	小庵ノ浦	957	737	503
16	庵崎	2,128	2,128	0
17	庵ノ浦	2,679	2,055	1,258
18	本船	1,051	532	127
19	赤崎	4,210	4,129	231
20	蛇島	1,725	235	0
21	立神	2,990	2,710	0
22	平瀬	2,087	2,087	0
23	島地	328	0	0
24	万津	544	0	0
25	鯨瀬	389	0	0
26	駅裏	522	92	0
27	倉島	1,399	1,399	0
28	干尽	1,394	656	551
29	前畑	3,770	2,437	176
30	崎辺	6,360	4,174	0
31	東浜	4,210	3,333	1,492
32	日宇	2,579	790	0
33	尼潟	1,256	310	0
34	大塔	4,532	2,394	593
35	早岐	2,748	2,100	0
36	有福	3,446	2,497	1,944
37	白毛ノ浦	1,786	388	355
38	安久ノ浦	6,709	4,213	0
39	牛ノ浦	3,559	3,559	0
40	針尾大崎	4,477	2,786	1,125
41	浦頭	1,297	852	0
42	口木崎	1,824	1,763	401
43	横瀬	7,557	5,602	781
44	寄船	1,715	1,540	465
45	九十九島	53,272※	0	0
	合計	201,480	80,915	21,073

※島の延長は九十九島地区の延長

イ 佐世保港人工護岸老朽化状況・佐世保港海岸事業計画

佐世保における人口護岸老朽化の状況、佐世保港海岸事業計画の状況は以下の通りである。

佐世保港 人口護岸老朽化状況

【点検結果集計表】

・多くの施設が建設から30年以上が経過しており、点検結果からもわかるように約25%の施設において、何らかの異常が発生している状況である。

・そのため、いつ損傷等が発生し、施設の使用制限を必要とする事態が発生するとも限らない施設が多数存在する。

(令和6年3月末時点)

健全度判定			
A	B	C	D
73	44	277	82

24.6%

性能低下度	性能低下度の評価基準
A	施設の性能が相当低下している状態
B	施設の性能が低下している状態
C	変状はあるが、施設の性能の低下がほとんど認められない状態
D	変状は認められず、施設の性能が十分に保持されている状態

佐世保港 海岸事業計画													
大分類	小分類	地区名	施設名称	実 績					計 画				
				R1d	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d	R7d	R8d	R9d	R10d以降
《社会資本整備総合交付金》													
外郭	護岸	鹿子前	鹿子前地区護岸	60,052	49,090								
-	計画		長寿命化計画変更（水門・陸開）		9,802								
-	陸開		陸開設計			10,116							
-	陸開		陸開改良			30,461							
事業費 計				60,052	58,892	40,577	0	0	0	0	0	0	0
《海岸メンテナンス事業》													
-	陸開		陸開設計				25,036						
-	陸開		陸開改良				55,163	40,111	50,000				
-	計画		長寿命化計画変更							25,000			
外郭	護岸	依ヶ浦	国崎地区護岸							25,000			
外郭	護岸	東浜	東浜地区護岸								50,000	50,000	100,000
事業費 計						0	80,199	40,111	50,000	50,000	50,000	50,000	100,000

担当課である農林水産部水産課より海岸線の延長等に関する資料の

提出を受けて精査した結果、担当課でも把握しているが、漁港の整備状況の数値と上記第1表の数値が一致しない。また、漁港海岸保全施設の整備はあまり進んでいない状況である。

今後は、水産庁所管の海岸メンテナンス事業（戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、現場ニーズに合った維持管理、更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的に、海岸保全施設の老朽化対策、施設機能の向上並びに長寿命化計画の策定又は変更を計画的かつ集中的に推進する事業）に基づき、海岸保全施設の整備事業を進めていく計画である。

【指摘】

地域防災計画は、地域防災の根幹となる計画であり、その計画上の数値が実際と齟齬しては、計画そのものが意味をなさないものになりかねない。早急に、実情と地域防災計画の整合性がとれるよう修正していただきたい。

（４）土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画

土砂災害危険箇所とは土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所をいい、佐世保市では、これらの箇所につき、災害予防のために必要な事業及び整備を行っている。

また、関連する佐世保市国土強靱化地域計画は以下の通りである。

国土保全・交通・物流	
命を守る斜面地、浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討
【急傾斜地等の対策】（重点・加速化） ○斜面が多いという地域特性から、危険な急傾斜地に近接した家屋が多く、事業採択後事業着手までに年数を要している。	○急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命や財産を保護するため、所要の事業費確保に努め、市事業については、事業の進捗を図る。また、長寿命化計画に基づき、急傾斜施設の適切な維持管理を行う。県事業（急傾斜、地すべり、砂防等）についても、県と連携しながらより一層の事業促進を図る。

ア 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの指定数の把握

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定など「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき行われる土砂災害防止のために必要な基礎調査を県が実施しており、2023（令和5）年11月現在、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの警戒区域が6605箇所（急傾斜5666箇所、土石流699箇所、地すべり244箇所）指定されている。

イ 土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の意義は以下の通りである。

① 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

② 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住

民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

ウ 崩壊防止工事の促進

(ア) 砂防事業

佐世保市は、地形的に土石流の警戒区域が多く指定されており、土石流対策事業、都市対策砂防事業を重点的に進めていく必要がある。また長崎県と協力してハード面の整備による土砂災害予防を進めるとともに、土石流警報装置、レーダー雨量計等の整備により、地域住民の警戒態勢と避難誘導の対策を確立することとしている。

なお、砂防事業については長崎県主体で実施されており、佐世保市としては本事業の詳細を把握していないとのことである。

【指摘】

本事業については、長崎県が主体となって実施していることから、佐世保市はその詳細を把握していないとのことである。しかし、佐世保市地域防災計画における計画目標には、長崎県と協力して事業を推進すると定められているのであるから、佐世保市としても、状況を問合せ、関係資料を収集するなど、長崎県による事業実施状況の把握に努めるべきである。

【意見】

佐世保市は、土石流警報装置、レーダー雨量計の設置及び整備状況等についても把握をしていないとのことである。しかし、昭和42年7月豪雨（いわゆる「佐世保水害」）等の災害によって土石流が発生した場合には市民の生命身体に対する重大な危険が生じる蓋然性が極めて高いのであるから、土石流警報装

置、レーダー雨量計の設置及び整備状況等重要な情報については長崎県とも情報を共有した上で、佐世保市としても有事の際に迅速に対応が可能となるよう努めるべきである。

（イ）地すべり等防止事業

佐世保市は、北部地区を中心として、全国有数の地すべり地帯を有しており、「地すべり等防止法」に基づく、建設、林野、耕地等で防止対策が進められている。しかし、大地内の現象であり、原因究明、的確な対策は極めて困難な問題がある。対策工事の基本としては、地すべり最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透のための排水路工事等が主な工事であり、長崎県と協力して推進することとしている。

なお、地すべり等防止事業については長崎県主体で実施されており、佐世保市としては本事業の詳細を把握していないとのことである。

【意見】

本事業については、長崎県が主体となって実施していることから、佐世保市はその詳細を把握していないとのことである。しかし、佐世保市地域防災計画における計画目標には、長崎県と協力して事業を推進すると定められているのであるから、佐世保市としても、状況を問合せ、関係資料を収集するなど、長崎県による事業実施状況の把握に努めるべきである。

佐世保市は北部地区を中心として全国有数の地すべり地帯を有しており、実際に、1986（昭和61）年には佐世保市小舟町において大規模な地すべりが発生しているのであるから、本事業の実施主体である長崎県とも情報を共有

した上で、他の行政地区の取り組みも参考しつつ、地すべり等防止のための具体的な施策を実施していただきたい。

(ウ) 急傾斜地崩壊対策事業

佐世保市は、地形的に急傾斜地の崩壊が数多く指定されており、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、崩壊防止工事を実施してきた。今後は、長崎県と協力して崩壊防止工事の推進とともに、有害行為の規制、危険区域における工作物の制限、家屋の移転等の勧告、警戒避難体制の確立を図ることとしている。

本事業は、急傾斜地の崩壊による災害から人命や財産を守るための事業であり、その事業対象は、角度が30度以上で高さが5m以上の斜面のうち、被害が予想される範囲に人家が5戸以上集まっている箇所である。高さ10m以上、人家10戸以上の斜面については長崎県が、高さ5m以上、人家5戸以上の斜面については長崎県の補助を受けて佐世保市が対策を行っている。

事業の主な工事内容として、コンクリートの格子枠により斜面の崩壊を防止する法枠工、崩れてきた土砂をコンクリート擁壁で食い止め被害を防ぐ待ちうけ擁壁工、露出した岩盤の表面にコンクリートを吹き付けて岩壁が風化し崩れやすくなるのを防ぐコンクリート吹付工、岩盤の風化・崩壊を防ぐ張コンクリート工などがある。

佐世保市は地形的に急傾斜地の崩壊が数多く指定されていることから、急傾斜地法に基づき、崩壊防止工事を実施してきた。しかし、急傾斜地の崩壊防止工事の実施状況並びに整備率が全国平均を下回っている。その理由としては、斜面の規模にもよるものの、急傾斜施設の整備には膨大な費用が必要であるところ、2024（令和6）年10月末現在、急傾斜地の崩壊に関する指定数について長崎県が全

国の中で最も多く、長崎県内の市町村の中で佐世保市が最も多く指定されている状況であることから、必然的に整備率が低い水準に留まっている。しかし、今後は、長崎県と協力して崩壊防止工事の推進とともに、有害行為の規制、危険区域における工作物の制限、家屋の移転等の勧告、警戒避難体制の確立を図る予定である。

また、急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置するなど、土砂災害に関する防災意識の高揚を図っている。

(エ) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い災害が生ずる恐れが大きい市街地または市街地となろうとする土地の区域を市長が指定し、その区域内の宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行っている。

エ 情報の周知

「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条3項に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難施設等に関する事項などについて住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布を行うこととしている。

佐世保市では、長崎県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に避難所等の情報を記載した土砂災害ハザードマップを佐世保市が作成し、周知を図るため関係する地域に配布を行っている。

オ 土砂災害ハザードマップ

(ア) 概要

土砂災害ハザードマップとは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項（①土砂災害に関する情報の伝達方法、②急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項）を記載したものをいう。

佐世保市では、以下の地域を対象に、土砂災害ハザードマップを作成している。

① 大野地区

大野町、楠木町、瀬戸越町、瀬戸越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町

② 北地区

赤木町、春日町、桜木町、横尾町

③ 清水地区

保立町、清水町、中通町、石坂町、比良町、福田町、東大久保町、西大久保町、木場田町、泉町、長尾町、園田町、上町、元町、俵町、宮田町、八幡町、谷郷町、万徳町、城山町、高砂町、天満町、相生町、浜田町、梅田町、小野町

④ 中部地区

松浦町、常盤町、栄町、湊町、光月町、宮崎町、京坪町、上京町、下京町、山県町、塩浜町、万津町、勝富町、田代町、山手町、名切町、烏帽子町、高梨町、小佐世保町、須佐町、白木町、松川町、戸尾町、三浦町、松山町、折橋町、花園町、熊野町、祇園町、島瀬町、本島町、島地町、宮地町、高天町、新港町

⑤ 山澄地区

峰坂町、山祇町、白南風町、須田尾町、潮見町、若葉町、福石町、
干尽町、三浦町

⑥ 日宇地区

大和町、白岳町、日宇町、黒髪町、もみじが丘町、大塔町、卸本
町、大岳台町、ひうみ町

⑦ 柚木地区

潜木町、高花町、上柚木町、筒井町、柚木元町、柚木町、小舟町、
里美町、戸ヶ倉町、川谷町、下宇戸町

⑧ 三川内地区

心野町、横手町、吉福町、木原町、口の尾町、江永町、新行江町、
塩浸町、三川内新町、三川内本町、新替町、桑木場町、三川内町、
下の原町

⑨ 早岐地区

平松町、上原町、陣の内町、勝海町、若竹台町、田の浦町、早苗
町、早岐一丁目、早岐二丁目、早岐三丁目、花高一丁目、花高二丁
目、花高三丁目、花高四丁目、権常寺町、権常寺一丁目

⑩ 広田地区

重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁
目、広田四丁目、中原町、崎岡町

⑪ 宮地区

南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町

⑫ 江上地区

有福町、江上町、指方町、ハウステンボス町

⑬ 南地区

稲荷町、藤原町、木風町、大宮町、大黒町、東山町、干尽町、大

和町

⑭ 崎辺地区

天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、十郎新町、東浜町、崎辺町、前畑町、沖新町

⑮ 針尾地区

針尾北町、針尾西町、針尾中町、針尾東町

⑯ 西地区

鵜渡越町、矢岳町、今福町、金比良町、御船町、神島町、平瀬町、立神町

⑰ 愛宕地区

赤崎町、小島町、鹿子前町

⑱ 九十九地区

船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町

⑲ 相浦地区

鹿子前町、長坂町、光町、棚方町、高島町、竹辺町、相浦町、木宮町、愛宕町、上相浦町、大潟町、川下町、新田町、小野町、椎木町、母ヶ浦町、星和台町、日野町、浅子町

⑳ 宇久地区

宇久町平、宇久町大久保、宇久町木場、宇久町太田江、宇久町野方、宇久町飯良、宇久町本飯良、宇久町神浦、宇久町小浜、宇久町寺島

㉑ 黒島地区

黒島町

㉒ 鹿町地区

鹿町町土肥ノ浦、鹿町町深江、鹿町町船ノ村、鹿町町長串、鹿町町大屋、鹿町町口ノ里、鹿町町新深江、鹿町町鹿町、鹿町町中野、

鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町九十九島、鹿町町深江潟

②③ 江迎地区

江迎町梶ノ村、江迎町飯良坂、江迎町末橋、江迎町長坂、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町三浦、江迎町小川内、江迎町乱橋、江迎町赤坂、江迎町根引、江迎町乱橋、江迎町志戸氏、江迎町猪調、江迎町田ノ元、江迎町七腕、江迎町簀尾、江迎町上川内、江迎町北田、江迎町北平、江迎町栗越、江迎町埋立

②④ 吉井地区

吉井町福井、吉井町直谷、吉井町梶木場、吉井町立石、吉井町前岳、吉井町春明、吉井町踊瀬、吉井町田原、吉井町乙石尾、吉井町橋川内、吉井町橋口、吉井町上吉田、吉井町高峰、吉井町板樋、吉井町大渡、吉井町下原、吉井町草ノ尾、吉井町吉元

②⑤ 世知原地区

世知原町岩谷口、世知原町太田、世知原町長田代、世知原町筥瀬、世知原町栗迎、世知原町矢櫃、世知原町木浦原、世知原町北川内、世知原町赤木場、世知原町中通、世知原町槍巻、世知原町上野原、世知原町開作、世知原町西ノ岳

②⑥ 小佐々地区

小佐々町矢岳、小佐々町楠泊、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町西川内、小佐々町臼ノ浦、小佐々町田原、小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町葛籠

②⑦ 中里地区

菰田町、小川内町、白仁田町、牧の地町、踊石町、皆瀬町、十文野町、野中町、吉岡町、八の久保町、岳野町、上本山町、下本山町、中里町、楠木町

(イ) 根拠法令等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき作成している。なお、作成指針としては「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）等が存在する。

(ウ) 協議会等の実施状況及び更新履歴等

協議会については、開催に関する規程が存在しないことから開催をしていない。また、土砂災害ハザードマップの作成及び更新に係る資料は存在しないとのことであった。

【意見】

佐世保市は北部地区を中心として全国有数の地すべり地帯を有している上に、土砂災害はその性質上、一度災害が発生した場合には甚大な被害が生じかねないため、地域住民の関心も高いと考えられる。作成手続きの適正・透明性の確保の点からも、土砂災害ハザードマップ作成の際には、協議会を開催することとし、地域住民を含む関係各所の意見を十分に聴取した上で、土砂災害ハザードマップの質の向上を図るべきである。また、その際の議事録等を作成すべきである。

【指摘】

土砂災害ハザードマップ作成及び更新の資料は存在しないとのことであるが、土砂災害の危険性を適切に反映させ、また、事後的な検証を行うためには、その作成及び更新に係る資料は不可欠である。佐世保市には、土砂災害ハザードマップの作成及び更新に係る資料を適切に収集保管するよう努めていただきたい。また、これらの資料は「文書」（佐世保市文書規程第3条第1号）に該当するところ、「紙文書は常に整然と分類し、必要なときに直ちに取り出せるよ

うに整理するとともに、紛失、盗難等を防止しなければならない」「電子文書を構成する電磁的記録は常に整然と分類し、必要なときに直ちに検索できるように整理するとともに、漏洩、誤消去等を防止しなければならない」（同規程第29条）とされている。かかる重要な資料については、所轄部署において適切な管理が必須であるから、問題点の検証・対策を検討されたい。

（エ）印刷物の配布状況等

佐世保市では、対象地域の各町内会等に対して、土砂災害ハザードマップの印刷物を配布しているものの、配布冊数に関する資料は存在しない。

【意見】

災害弱者である高齢者等の情報格差（デジタルデバイド）是正のためには、インターネット上の掲載のみならず、土砂災害ハザードマップの印刷物の配布が不可欠であると考えられるところ、体調地域に過不足なく印刷物が配布されているかを確認するためには、配布状況に関する資料が不可欠である。佐世保市としても、対象地域に適切な冊数の印刷物が配布されるよう留意するとともに、土砂災害情報に係る情報格差是正のための具体的な施策を講じていただきたい。

（５）森林火災予防に関する計画

農林水産部が担当となり、森林火災を未然に防止し、または火災による災害の拡大防止を図るため、次のとおり対応している。

ア 防火線整備作業

登山者等の多い烏帽子岳周辺について、防火線の手入作業を実施することとしており、烏帽子岳散策の森の遊歩道の草刈りと一体的に年

１～２回の草刈りを実施している。

イ 森林火災の巡視

野焼などによる森林火災を予防するため、市有林や林道の巡視の際に、併せて森林火災予防について巡視を行っている。

ウ 山火事防止のための啓発設備

火災危険の大なる地区内の林野内、道路等には目につきやすいところに山火事防止標板を設置し、登山者の注意を喚起することとしており烏帽子岳の防火線に防火の標示石を設置している。

エ 防火水槽の整備点検

下記の通り、山火事に備え防火水槽を設置している。

名 称	所 在	主管課	構 造	数 量	延 長	延 面 積	延 容 積	備 考
防火貯水槽	田代町220	農林整備課	無蓋コンクリート造り（20t入）	1 基		4m×5m×1m	20t	山林防火用（S42年）
防火貯水槽	烏帽子町373	農林整備課	無蓋コンクリート造り（20t入）	1 基		4m×5m×1m	20t	山林防火用（S40年）
防火貯水槽	烏帽子町391	農林整備課	無蓋コンクリート造り（22t入）	1 基		4m×5m×1.1m	22t	山林防火用（S43年）
防火貯水槽	知見寺町1411-2	農林整備課	無蓋コンクリート造り（22t入）	1 基		4m×5m×1.1m	22t	山林防火用（S44年）
防火貯水槽	黒髪町1423-2	農林整備課	無蓋コンクリート造り（22t入）	1 基		4m×5m×1.1m	22t	山林防火用（S49年）
防火貯水槽	黒髪町5517-3	農林整備課	ブロック連結地下埋設式	1 基		2.5m×2.5m×6.4m	40t	山林防火用（H7年）
防火貯水槽	黒髪町5517-3	農林整備課	ブロック連結地下埋設式	1 基		3.0m×2.0m×6.8m	40t	山林防火用（H11年）
防火貯水槽	知見寺町1411-2	農林整備課	鋼製連結地下埋設式	1 基		2.4m×2.2m×7.8m	40t	山林防火用（H12年）
計				8 基			226t	

（６）火災予防に関する計画

ア 予防査察

（ア）佐世保市地域防災計画の内容

佐世保市地域防災計画では以下のような取り組みを行うこととしている。

- a 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が勤務し、出入りし、若しくは居住する消防対象物について、定期査察若しくは必要に応じ特別査察を実施し、位置構造、設備及び管理の状況について指導する。

- b 消防法令に定める危険物施設等について、定期査察若しくは必要に応じ特別査察を実施し、位置、構造、設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて指導する。
- c 個人の住宅については、全世帯を対象に法令上設置が義務付けられた住宅用防災機器の設置を徹底するとともに、適正な維持管理を推進し、火災による人命及び財産の被害の軽減を図る。

また、関連する佐世保市国土強靱化地域計画は以下の通りである。

行政機能	
市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討
【商業施設などの防火対策】 ○商業施設やガソリンスタンドなどは多くの市民が利用することから災害時に火災等が発生した場合、多くの死傷者が発生する懸念がある。	○多くの市民が利用する建物などの消防調査を行い、防火設備の適切な維持管理と火災発生時の迅速・的確な初動活動や避難誘導の指導充実を図る。
【地域における防火防災対策】 ○大規模災害時には、地域住民による消火や救護などの自主的な活動も必要となるため促進の必要がある。	○災害発生時における自助、共助による活動を定着させる。そのためには、自らの命は自らが、または地域で守るという意識の向上を図るための取組を積極的に推進する。
【消防団の充実強化】 ○災害の甚大化、広域化が予測される中で、消防団員は年々減少傾向にあり、将来において有事の際の動員力や機動力が確保されないことが懸念される。	○消防団員の加入促進を図るとともに、消防団基本計画に基づき、施設や車両及び機材等の計画的な整備を進め、組織と機動力の充実強化を図る。

(イ) 佐世保市の対応

消防局は、消防法その他の関連規定に基づき、査察対象事業所に立ち入り、設備等や関係書類及び管理の状況について検査し、違反する事項について関係者に指導（以下「査察」という。）し、その是正を

促す役割を担っている。

査察の実施件数等は以下のとおりである。

- a 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が勤務し、出入りし、若しくは居住する消防対象物

規則及び条例等で定められている査察指示項目は以下のとおりである。

防火対象物査察指示項目（規則：消防法施行規則、条例：佐世保市火災予防条例）			
1	消防用設備等 (消防法第17条)	設備 種類	指導
			各設備に関し消防法に規定する技術基準への適合の確認
			消火設備
			該当設備：消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、屋外消火栓設備等
			警報設備
2	避難施設の管理 (消防法第8条の2の4)		該当設備：自動火災報知設備、非常警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、漏電火災警報器等
			避難器具、誘導灯
			消防用水
			消防用水
3	防火・統括防火管理者届出関係 (消防法第8条、8条の2、第36条)		連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、排煙設備
4	消防計画・全体についての消防計画 (規則第3条、規則第51条の8)		消防計画又は全体についての届出義務のある事業所の防火管理者に対する届出指導
5	防対点検 (消防法第8条の2の2)		消防法により防火対象物点検の義務が課されている事業所の関係者に対して、定期的に点検し報告がなされているかを確認し指導する。
6	消防訓練 (規則第3条)		防火管理の義務のある事業所の関係者、防火管理者に対し消防訓練の実施指導を指導する。（特定防火対象物に関しては年2回以上の消火、避難訓練の実施を指導する）
7	自衛消防組織 (消防法第8条の5)		政令で定める大規模な事業所に、消火、通報、避難誘導、救護等の活動を担う自衛消防組織が形成されているか、及び災害発生時に適切な対応ができるよう、自衛消防組織としての訓練、その他の教育がされているか確認し指導する。
8	防災物品 (消防法第8条の3)		特定防火対象物の施設内で使用されるカーテン、じゅうたん等が防災物品であるかを確認し指導する。
9	設備点検報告 (消防法第17条の3の3)		消防法により義務とされる事業所の消防用設備等について、規則で定める期間ごとに点検が行われ、定期的な報告がなされているかを確認し指導する。
10	液化石油ガス等 (消防法第9条の3)		液化石油ガス等の消防活動阻害物質を貯蔵しまた取り扱う事業所等について、届出を指導するとともに条例に規定する基準への適合を確認し指導する。
11	条例関係		少量危険物 (条例第31条～第32条)
			政令で定める指定数量未満、かつ、指定数量の5分の1以上の危険物（少量危険物）を貯蔵し取り扱う事業所について、届出を指導するとともに条例に規定する基準への適合を確認し指導する。
			指定可燃物 (条例第33条～第34条の3)
			条例別表に定める指定可燃物を貯蔵し取り扱う事業所等について、届出を指導するとともに条例に規定する基準への適合を確認し指導する。
12	その他		火気使用設備等を設置する事業所等について設置届出を指導するとともに、取扱い、喫煙、たき火等の火気管理について条例に規定する基準への適合を確認し指導する。
			変電設備、発電設備等設置する事業所等に対し、設置届出を指導するとともに、条例の規定への適合の有無を確認し指導する。
13	防災管理関係 (消防法第36条)		上記1～12に含まれない消防法上の不備事項（住宅用火災警報器の維持及び管理等）
14	防災管理関係 (消防法第36条)		火災以外の災害（地震及び毒性物質の発散等の災害）で、大規模、高層の管理権原者に対し、届出、点検の報告、訓練の実施その他の防災管理上の必要な事項の実施状況を確認し指導する。

また、査察の対象となる防火対象物は以下のとおりである。

消防法施行令防火対象物

令和6年4月1日現在

令和六年四月一日現在

業 態			種 別	消防用設備等 対象防火対象物 (150㎡以上)		
				計	佐 世 保 市	委 託 市 町
合 計				9,752	6,910	2,842
1	イ	映画館・観覧場	27	22	5	
	ロ	公会堂・集会場	176	73	103	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	1	1	0	
	ロ	遊技場・ダンスホール	37	29	9	
	ハ	風俗営業等を営む店舗	0	0	0	
	ニ	個室型カラオケボックス等店舗	3	3	0	
3	イ	料理店	2	0	2	
	ロ	飲食店	179	140	39	
4	百貨店・マーケット ・物品販売店舗		392	292	100	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	136	88	48	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	2,771	2,169	603	
6	イ	病院・診療所・助産所	238	176	62	
	ロ	老人福祉施設・児童福祉施設	161	114	47	
	ハ	老人福祉施設・地域活動支援センター・身体障害者福祉センター等	349	227	122	
	ニ	幼稚園・特別支援学校	58	48	10	
7	小・中・高・大学・各種学校		534	407	127	
8	図書館・博物館・美術館		30	11	19	
9	イ	公衆浴場のうち蒸気・熱気浴場	1	1	0	
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	6	3	3	
10	車両の停車場		3	1	2	
11	神社・寺院・教会の類		202	152	50	
12	イ	工場・作業所	1,007	599	407	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0	0	0	
13	イ	自動車庫・駐車場	112	90	22	
	ロ	飛行機又は回転翼飛行機の格納庫	0	0	0	
14	倉庫		686	391	295	
15	前各号に該当しない事業場		1,237	805	432	
16	イ	1～4、5イ、6、9に該当する複合用途対象物	866	692	174	
	ロ	イ以外の複合用途対象物	468	377	91	
16の2	地下街		0	0	0	
16の3	準地下街		0	0	0	
17	重要文化財・重要民俗資料・史跡等の建造物		4	4	0	
18	延長50m以上のアーケード		6	6	0	
19	市町村長の指定する山林		0	0	0	
20	総務省令で定める舟車		0	0	0	

査察指導状況は以下のとおりである。

防火対象物査察指導状況（佐世保市）

令和5年度

業 態		種 別	査 察 （ 事 業 対 象 物 数 ）	査 察 棟 数	査 察 指 示 棟 数	査 察 指 示 件 数 合 計	指 示 事 項																							
							消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 火 活 動 上 施 設	消 防 用 水	避 難 施 設 の 管 理	防 火 ・ 統 括 防 火	管 理 者 届 出 関 係	消 防 計 画 ・ 全 体 に つ い て の 消 防 計 画	防 対 点 検	消 防 訓 練	自 衛 消 防 組 織 関 係	防 炎 物 品	設 備 点 検 報 告	液 化 石 油 ガ ス 等	条 例 関 係			防 災 管 理	防 災 管 理				
																						指 定 可 燃 物	火 災 設 備 器 具	電 気 設 備 器 具			そ の 他			
合 計			2,062	3,091	1,217	2,508	38	31	19	30	78	262	365	41	28	26	17	26	3	26	22	10	18	13						
1	イ	映画館・観覧場	2	14	2	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	公会堂・集会場	30	35	15	24	4	1	2	0	0	1	2	2	6	0	3	3	0	0	0	0	0	0						
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	遊技場・ダンスホール	17	22	4	7	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ハ	風俗営業等を営む店舗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ニ	個室型カラオケボックス等店舗	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
3	イ	料理店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	飲食店	128	147	91	305	36	28	17	3	5	37	53	6	46	1	34	31	0	0	6	0	2	0						
4	イ	百貨店・マーケット及び物品販売店舗	204	239	108	238	29	25	22	1	9	30	46	4	40	0	10	18	0	1	1	2	0	0						
	ロ	旅館・ホテル・宿泊所	58	152	37	88	17	19	14	3	3	3	5	1	6	0	8	4	0	0	2	1	2	0						
5	イ	寄宿舎・下宿・共同住宅	137	206	109	138	17	14	7	4	3	5	11	2	38	1	0	34	0	1	1	0	0	0						
	ロ	病院・診療所・助産所	122	145	48	77	6	19	8	2	1	3	7	2	3	6	8	9	1	0	0	1	1	0						
6	イ	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、認知症グループホーム等	98	120	40	81	15	12	5	1	3	8	11	3	4	4	11	2	0	1	0	1	0	0						
	ハ	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	240	296	71	86	8	8	5	2	4	9	9	2	4	7	15	8	0	0	1	2	2	0						
	ニ	幼稚園・特別支援学校	14	29	11	14	2	1	1	0	2	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
7	イ	小・中・高・大学・各種学校	90	380	155	194	45	38	24	0	9	24	32	0	5	0	0	5	1	2	0	0	6	3						
	ロ	図書館・博物館・美術館の類	6	8	3	5	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0						
9	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
10	イ	車両の停車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	神社・寺院・教会の類	39	60	23	29	5	1	2	0	0	3	4	0	7	0	1	6	0	0	0	0	0	0						
12	イ	工場・作業所	74	171	50	70	17	19	4	0	0	1	2	1	2	1	1	14	1	7	0	0	0	0						
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
13	イ	自動車庫・駐車場	12	34	7	11	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0						
	ロ	飛行機又は回転翼飛行機の格納庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
14	イ	倉庫	51	128	18	21	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0						
	ロ	全各号に該当しない事業場	111	264	75	147	20	15	15	2	2	22	27	0	13	0	3	11	0	5	2	0	0	10						
16	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途対象物	479	486	257	796	11	84	62	4	31	95	121	18	88	6	76	81	0	4	8	3	4	0						
	ロ	上記以外の複合用途対象物	143	137	90	169	36	16	9	6	5	18	29	0	16	0	1	30	0	1	1	0	1	0						
16の2	イ	地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	準地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
17	イ	重要文化財・重要民俗資料・史跡等の建造物	3	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0						
	ロ	延長5.0m以上のアーケード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
19	イ	市町村長の指定する山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	ロ	総務省令で定める舟車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

b 消防法令に定める危険物施設等

施設の状況は以下のとおりである。

危険物製造所等施設状況

令和6年4月1日現在

所 属		施設数	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	給 油 取扱所	販 売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
中央署	直轄	67	10	7	2	19		3	5	7	1		13
	千代田	120	15	26	1	15	1	25	11	7	1	1	17
	日野	95	19	13	1	3		29		17	3		10
	春日	30	1	1	2	9		5		9			3
	小計	312	45	47	6	46	1	62	16	40	5	1	43
東署	直轄	110	7	20	2	10		24		36			11
	波佐見	21	2	1	1	3		3		7			4
	東彼	84	5	20	2	14		11	1	16			15
	西彼	45	1	9	2	5		3		20			5
	大崎	35	3	7		1		2	8	3			11
	大瀬戸	25	3	10		3		1		7			1
	小計	320	21	67	7	36		44	9	89			47
西署	直轄	78	7	17	2	10		10	2	20			10
	佐々	94	6	26	15	9		8	1	18			11
	祝橋	19	4	3		4				5			3
	字久	16	1	5	2				1	7			
	小笠原	17	1	7		1		1		6			1
	江迎・鹿町	29	1	6	3	7		3		7			2
	小計	253	20	64	22	31		22	4	63			27
合 計		885	86	178	35	113	1	128	29	192	5	1	117

危険物製造所等許認可処理状況

令和5年度

区 分 計	製 造 所 等				完 成 検 査 前 検 査				仮貯蔵取扱承認	仮使用承認	予防規程認可	保安検査
	設 置		変 更		水	水	溶 接 部	基礎・地盤				
	許 可	完成検査	許 可	完成検査								
141	8	8	37	41	1	4	0	0	13	23	6	0

危険物製造所等届出処理状況

令和5年度

区 分		譲渡引渡届	種類数量変更届	保安監督者選解任届	再 交 付			休止・再開届	廃止届	事故届	施設変更届	軽微な変更届	申請取り下げ	火気使用工事届
					許可書	完成検査済証	タンク検査済証							
計														
325		1	11	69	0	0	0	7	13	1	98	98	0	27

危険物施設等に対する指導状況は以下のとおりである。

危険物施設査察指導状況

令和5年度

区分	種別	危険物施設数	査察施設数	査察指示施設数	査察指示数	査 察 指 導 事 項														
						位置、構造設備、基準				貯蔵取扱基準		危険物取扱者			予防規程関係	定期点検関係	移送基準関係	貯蔵取扱関係	運搬基準関係	その他の
						位置関係	構造関係	設備関係	消火警報避難	貯蔵関係	取扱関係	保安監督者	危険物取扱者	講習関係						
計		631	631	79	100	0	10	13	10	2	4	5	10	7	7	10	1	0	0	21
屋内貯蔵所		72	72	11	15	0	3	1	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	5
屋外タンク貯蔵所		115	115	8	13	0	1	3	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
屋内タンク貯蔵所		28	28	5	8	0	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
地下タンク貯蔵所		81	81	14	15	0	0	1	0	0	0	1	1	2	1	3	1	0	0	5
簡易タンク貯蔵所		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動タンク貯蔵所		106	106	4	4	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
屋外貯蔵所		21	21	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
給油取扱所		126	126	27	34	0	1	2	4	0	3	1	5	2	6	6	0	0	0	4
販売取扱所		5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
移送取扱所		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般取扱所		75	75	7	8	0	1	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1

c 個人の住宅

消防局では大規模災害に備えるため、消防法で定められている「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」に基づき、佐世保市内に在住する市民に対し、住宅用火災警報器設置の有無を確認し、未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置してもらうなどの普及啓発を行うとともに、すでに住宅用火災警報器を設置している世帯に対しては、定期的な作動確認や、設置から10年を経過した本体の交換を促進するなど、適切な維持管理に関する取組を図る。

消防庁からの住宅用火災警報器の設置状況等調査の依頼では、以

下のとおり調査方法等を定める。

① 調査方法

調査を実施する世帯を無作為抽出により決定し、調査員による訪問調査に限らず、消防本部の過度な負担とならないよう各本部において実施可能な方法により確実な調査を実施する。

② 調査世帯数の決定

調査世帯数については、各消防本部が管轄する地域の世帯数に応じて下記の表による世帯数以上の調査を実施する必要がある。

調 査 対 象 世 帯 数 早 見 表	
管轄世帯数(1月1日現在)	調査対象世帯数
20,000 世帯以上	96 世帯以上 ※東京消防庁にあつては 384 世帯以上
10,000 世帯～19,999 世帯	43 世帯以上
9,999 世帯以下	24 世帯以上

佐世保市では、2023（令和5）年度の住宅用火災警報器の設置状況調査の実施世帯数296世帯である。そして、調査方法は、消防イベント（消防局主催分だけではなく、多団体から参加要請があつた広報イベントも含む）や各種講習会（救急講習や防火講話）実施時に参加者にアンケートを実施しているとのことである。

その結果は以下のとおりである。

市内広域管内別 住警器設置率推移（15年分） R6.9.5作成

確認年	市内	広域	局管内	長崎県	全国
	設置率	設置率	設置率	設置率	設置率
平成21年	65.0%		59.1%		45.9%
平成22年	72.5%	66.1%	71.0%		58.4%
平成23年	74.6%	71.8%	73.5%	78.1%	71.1%
平成24年	84.1%	78.7%	82.8%	83.5%	77.5%
平成25年	84.4%	79.0%	82.9%	82.3%	79.8%
平成26年	79.0%	84.5%	81.3%	79.5%	79.6%
平成27年	78.8%	87.8%	82.0%	80.6%	81.0%
平成28年	82.6%	82.4%	82.5%	78.3%	81.2%
平成29年	83.3%	82.7%	83.0%	77.5%	81.7%
平成30年	84.0%	81.0%	82.8%	78.3%	81.6%
令和元年	84.6%	79.6%	82.5%	78.4%	82.3%
令和2年	79.0%	78.6%	78.8%	78.2%	82.6%
令和3年	80.6%	80.3%	80.5%	81.2%	83.1%
令和4年	80.9%	84.9%	82.5%	77.4%	84.0%
令和5年	92.6%	83.8%	90.2%	83.1%	84.5%

※世帯数は、平成23年度まで国勢調査によるものとしていたが、同年度に全世帯を対象とした個別訪問調査を実施し、留守宅を除く設置数が明確となったため、平成24年4月1日から「平成24年度に個別訪問をした世帯数」＋「新築世帯数」＋「登録事業所が販売時に配布する住宅用火災警報器設置済ラベル数」としている。

※平成27年度から消防庁通知により調査方法や報告方法が一新され、各本部にて任意に世帯を抽出し戸別訪問調査を実施し設置率としている。

また、広報活動については以下のとおりである。

住宅用火災警報器の広報活動について

1. 長崎県内の住宅用火災警報器設置状況

令和5年6月1日現在（全国調査基準日）

消防本部名	管轄市町	%	消防本部名	管轄市町	%
長崎市消防局	長崎市、長与町、時津町	82	壱岐市消防本部	壱岐市	74
佐世保市消防局	佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	90.2	五島市消防本部	五島市	75
	西海市、小値賀町、佐々町		新上五島町消防本部	新上五島町	79
平戸市消防本部	平戸市	70	県央（組）消防本部	諫早市、大村市、雲仙市の一部	81
松浦市消防本部	松浦市	91	島原（組）消防本部	島原市、南島原市、雲仙市の一部	68
対馬市消防本部	対馬市	77	長 崎 県 全 体		81.5

（全国設置率：84.3%）

2. 佐世保市消防局の設置状況等

年度	設置率（%）			年度	設置率（%）		
令和4年	市内	広域	局全体	令和5年	市内	広域	局全体
	80.9	84.9	82.5		92.6	83.8	90.2

3. 広報内容及び活動実績（令和5年度）

広報内容	活動内容	回数等
- 設置による被害減少の効果（要事例の紹介） - 設置促進及び設置後の維持管理について - 作動点検と異常時における機器交換の推奨 （参考）広報チラシ 	チラシの回覧（全町内会の班単位で実施）	1
	TVさせぼ（ケーブルテレビ事業を含む）番組放送	4
	FMさせぼ番組放送	3
	広報させぼへの掲載	3
	イベントにおける広報（SASEBO消防キッズチャレンジ等）	4
	包括連携企業による広報（西部ガス、保険会社3社）※R5年度新規	11月、3月
	消防団による広報活動	11月、3月
	TVさせぼテロップ広報	11月、3月
	パチンコ店（4店舗）の街頭モニターでの広報	11月、3月
	市内アーケードでの放送	11月、3月
	女性防火防災クラブによる広報（各町内での説明、支部研修会）	（通年、15回）
	民生委員による各町での実態調査にあわせた広報活動	通年
	消防局ホームページ及びYouTubeチャンネルへの動画掲載	通年
	消防署所による広報活動（防火講話、車両広報等）	通年

広報チラシにも記載があるが、住宅用火災警報器は、使用耐用期間としては約10年であることから、佐世保市では、住宅用火災警報器の交換につき、2023（令和5）年度より、佐世保市（消防局）だけではなく、佐世保市の包括連携企業（保険会社やガス会社等）の協力も得て幅広く案内を行うようにしている。

【評価】

佐世保市は、2023（令和5）年4月1日現在の世帯数は、10万2965世帯であり、96世帯以上の世帯を調査すべきことになる。この点、佐世保市では296世帯の調査を行っており、また、その方法も過度な負担なく効率的なものといえ、その点は評価できる。

【意見】

消防イベントや各種講習会にすべての市民が参加するわけではない。そうすると、火災警報器の未設置世帯を取りこぼしてしまう可能性もある。毎年戸別訪問を行う（少なくとも、訪問する地域・周期の規則を定め、数年に一度のスパンで戸別訪問を行う）ことを検討していただきたい。

イ 防火、防災管理等の指導及び育成

（ア）佐世保市地域防災計画の内容

佐世保市地域防災計画において、防火、防災管理等の指導及び育成について以下の通り計画している。

- a 各種防火対象物の防火管理者、防災管理者および危険物施設の危険物取扱者等の資質向上を図るため、育成指導を強化する
- b 防火管理者、防災管理者および危険物保安監督者の選任並びに防火、防災管理に係る消防計画、予防規程その他の防火安全対策の樹立を指導する。
- c 民間防火組織による火災予防の推進

女性防火防災クラブ、少年消防クラブ、佐世保地区防災協議会など民

間防火組織の育成強化を図り地域ぐるみの防火意識の普及高揚に努め火災の未然防止を期する。

（イ）佐世保市の取り組み

- a 各種防火対象物の防火管理者等の育成指導及び防火安全対策樹立のための指導

佐世保市では、2023（令和5）年度は、以下の内容で福祉施

設において研修を行っている。

グループホーム防火・防災安全講習会 日程表

時 間	科 目 等	内 容				場 所
8:30 ～ 8:50	受 付					2F講堂
8:50 ～ 8:55	あいさつ	佐世保市グループホーム連絡協議会 会長				
8:55 ～ 9:25	講 義	火災時における対応について				
9:25 ～ 9:30	移 動					
9:30 ～ 10:10	実技訓練 (各10分)	A班	B班	C班	D班	
		消火器	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾚｰ 設備研修	119通報	搬送方法	消火器 (指令課棟下)
		ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾚｰ 設備研修	119通報	搬送方法	消火器	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾚｰ (指令課棟下)
		119通報	搬送方法	消火器	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾚｰ 設備研修	搬送方法 (1F食堂)
		搬送方法	消火器	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾚｰ 設備研修	119通報	119通報 (指令課)
10:10 ～ 10:15	移 動					
10:15 ～ 11:55	総合訓練 (25分) ※各訓練は 2セット行い 計8回実施	訓練 1	訓練 2	訓練 3	訓練 4	訓練 1 2F仮眠室西側
		訓練 2	訓練 3	訓練 4	訓練 1	訓練 2 2F仮眠室東側
		訓練 3	訓練 4	訓練 1	訓練 2	訓練 3 1F食堂
		訓練 4	訓練 1	訓練 2	訓練 3	訓練 4 指令課仮眠室
11:55 ～ 12:00	講 評	佐世保市消防局 予防課長				2F講堂

※ 訓練内容については、参加人員等の状況によって変更する場合があります。

参加者集計は以下のとおりである。

防火安全講習会 参加事業所一覧

佐世保市内事業所

	事業所名	参加人数		駐車台数	備 考
		集合研修	リモート		
1	あじさい	1		1	
2	まさき	1		1	
3	希望の家	2		2	
4	みのり	4			
5	ひろた	2			
6	あたご	1		1	
7	ぬくもり	1	3	1	
8	ゆうあいホーム はな畑	1		1	
9	おもやい	1		1	
10	泰葉	1		0	
11	なかよし	1		1	
12	サクラ	2	1	1	
13	ほほえみ	2		2	
14	白岳	0		1	当日欠席
15	うたし	1		1	
16	みどり		1		
17	茶々の里	1		1	
18	やみね	1		1	
19	サクラ白木	1			
20	花そ野	1		1	
21	村上医院	1			申込みなく急遽参加
22	九十九の里	1			申込みなく急遽参加
23	ゆうあいホーム たのぼぼ	1			申込みなく急遽参加
		28	5	17	

佐世保市外事業所

	事業所名	講習会	リモート	駐車台数	メールアドレス
1	ルミエール雪浦	1	0	1	
2	希望の家	2	0	0	
3	琴の海	3	0	1	
4	さくら	1	1	1	
5	けやき荘	1	0	1	
6	ぎんなん	3		1	
		11	1	5	

合計 28事業所 講習会39名参加 リモート4事業所6名参加

また、リモートによる研修も開催しており、その参加者は以下のとおりである。なお、佐世保市から提出された資料のうち、各施設のメールアドレスはマスキングしている。

GH・小規模のつどいりモート講習会 参加事業所一覧

グループホーム			小規模多機能施設		
施設名	人数	アドレス	施設名	人数	アドレス
グループホーム カナリアの家	1		小規模多機能ホーム たんぽぽ	2	
グループホーム ひだまり	1		小規模多機能ホームサクラ小島	1	
グループホーム ひだまり			日野の里 芙蓉	3	
グループホームみどり	1		小規模多機能ケア音羽の浜	2	
グループホームははえみ	2		サービス付き高齢者向け住宅のなか	1	
グループホームあじさい	2		小規模多機能ホーム・茶話の里	1	
グループホーム輝	1		小規模多機能ホーム サクラ白木	1	
グループホーム咲花多	2		ドリームステイサンガーデン	1	
有福ホーム	1		小規模多機能ホーム のどか	1	
グループホームさしかた	2		小規模多機能型事業所うえんの・うえんの2	1	
グループホームサクラ	2		小規模多機能ホーム希望の家	1	
グループホーム大和	1		小規模多機能ホーム ひかり	2	
グループホームおもやい	1		笑福	1	
グループホームあいけん	1		小規模多機能カトレア	2	
グループホーム茶々の里	3		※欠席 小規模多機能ホーム花あかり		
グループホーム スマイル	1				
グループホーム来夢	1				
グループホームみのりの里	4				
グループホーム胡桃（くるみ）	3				
グループホームうたし、グループホーム九十九の里	2				
グループホームすだお	1				
グループホームあおば	3				
グループホームぬくもり	2				
グループホーム よこせ	2				
グループホーム ぎんなん	5				
ゆうあいホームたんぽぽ	2				
グループホーム あたご	1				
?	1				
グループホーム よこせ	2		参加合計	71	42施設

【意見】

一つ目の研修はグループホームが対象であるが、現時点で佐世保市内にはグループホームが約60事業所存在するようである。参加事業所が半数にも満たない原因を検証し、防火管理者等の育成につきより多くの受講者が参加し、実効性を確保した研修ができるようにすることが望ましい。

なお、市担当部署によると、2022（令和4）年度に佐世保市グループホーム連絡協議会を通じて開催方法に対するアンケート調査を行い、できる限り多くの事業所が参加しやすいように日程や時間帯等についての配慮を行い、研修後もアンケート調査を行い次回の運営の参考としているとのことである。しかし、参加事業所が半数にも満たない現状である以上、参加者が興味を持つ研修の内容の再考等も含めて実効性を確保すべきと思料する。

また、2023（令和5年）度は、グループホーム及び小規模多機能ホームを対象とした研修が行われているが、社会福祉施設はその他にも多くあることから、その他社会福祉施設も対象とした研修を今後も積極的に企画していくこ

とが望ましい。

b 民間防火組織による火災予防の推進

民間防火組織は以下のとおりである。

(a) 少年消防クラブ

i 結成経緯等

1981（昭和56）年8月17日、佐世保市黒髪町葦ヶ丘地区で葦ヶ丘少年消防クラブが最初に結成された。その後、1982（昭和57）年9月16日に、少年消防クラブ規約が定められ、2024（令和6）年4月1日現在、以下のとおり15クラブ、クラブ員数515名が活動している。

また、1982（昭和57）年9月16日、佐世保市における少年消防クラブの相互連絡を密にし、少年の防火思想の育成指導について研究及び情報交換を図り、少年の情操教育に寄与することを目的に佐世保市少年消防クラブ連絡協議会が設立された。

組織別クラブ数							組織別クラブ員数						
計	学校単位			市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位			市町村単位	地区単位	その他
	小学校	中学校	高等学校					小学校	中学校	高等学校			
15					3	12	515					111	404
指導者数													
計	学校単位			その他									
	小学校	中学校	高等学校										
50				50									
少年消防クラブ員内訳													
計		小学生		中学生		高校生		その他					
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				

226	289	226	289						

ii 交付金

1979（昭和54）年6月11日、防火クラブ交付金要綱が定められ、現在は、女性防火防災クラブ及び少年消防クラブ運営交付金交付要綱により、交付額は、以下のとおり定められている。

会員数が20人以上30人未満 6000円

同30人以上 8000円

交付金の使途範囲は、①消火器、消火用バケツ、消火用水その他消防用機材の購入又は設備に要する経費、②クラブ員の防火教育及び資料の購入、講習会の開催など研究活動に要する経費、③区域内に対する防火広報その他防火活動に要する経費である。

少年消防クラブ連絡協議会に対する運営交付金は、佐世保市女性防火防災クラブ連絡協議会及び佐世保市少年消防クラブ連絡協議会運営交付金交付要綱（以下「連絡協議会運営交付金交付要綱」という。）に基づき、前年度の事業実績及びクラブ数を算定の基礎として予算の範囲内で定める。上限は18万円である。

その使途範囲は、①連絡協議会及びクラブ代表者会議、研修会の開催などクラブ員相互情報交換に防火思想の高揚を図るための経費、②連絡協議会の通信費、文具費など事務的な経費、③その他連絡協議会の運営上必要な経費である。

交付金交付は、少年消防クラブ単位の場合、①各クラブの部長から会長に対する委任状を取りまとめる、②会長がクラブ運営交付金交付申請書により市長宛申請する、③市長からクラブ運営交付金交付決定通知書により通知があり銀行に振り込まれる、④交付金を受領し、各クラブに配布すると同時に領収書をとるという流れになる。

連絡協議会の場合、①会長が連絡協議会交付金申請書により、市長宛に申請する、②市長から連絡協議会交付金交付決定通知書により通知があり銀行に振り込まれるという流れになる。

令和6年度予算措置内容 30万2000円

① 少年消防クラブ交付金 12万2000円

② 連絡協議会交付金 18万円

(b) 幼年消防クラブ

i 目的

幼年消防クラブは何にでも興味を持ち始め、大人の真似をしたがるようになる幼児期に火の大切さや、火の取り扱いを間違えたときの恐ろしさを教えることにより、多発している火遊びやいたずらによる火災の防止を図るとともに、災害時の身の守り方を身につけさせることにより、防火意識の根を植えつけることを直接の目的とする。

また、クラブ員が熱心にクラブ活動を行っているところを、家族や近隣の人々が見たり親しんだりする中で、地域における防火思想の普及が効果的に図られていくことも目的とする。

ii 活動内容

活動内容は以下の通りである。

- ① 火災予防や避難方法、消防の仕事に関する勉強
- ② 防火はっぴ着用での登園、散歩、施設訪問による防火広報
- ③ 花火教室
- ④ 防火パレード（毎年１月開催）
- ⑤ 防火フェスティバル開催（隔年開催）

iii 発足、結成状況

１９８１（昭和５６）年９月３日、春日幼児園幼年消防クラブが最初に結成され、２０２４（令和６）年５月１日現在、６２クラブ、クラブ員数３０６４名、指導員５２０名である。

組織別クラブ数						組織別クラブ員数					
計	幼稚園・保育園単位	学校単位	市町村単位	地区単位	その他	計	幼稚園・保育園単位	学校単位	市町村単位	地区単位	その他
64	64					3164	3164				
指導者数											
計	幼稚園・保育園単位	学校単位	その他								
542	542										

（c）女性防火防災クラブ

i 沿革、結成状況等

１９７０（昭和４５）年６月１日、婦人防火クラブ規約が定められ、１９７１（昭和４６）年３月１日、佐世保市相浦小野

地区で下原町婦人防火クラブが最初に結成された。2024（令和6）年4月1日現在、11支部、96クラブ、クラブ員数1万3219名、世帯数2万1936である。

また、佐世保市女性防火防災クラブ連絡協議会は、1978（昭和53）年10月25日、佐世保市における婦人防火クラブ員で組織され、婦人防火クラブの相互連絡を密にし、情報交換及び会員の情操の高揚を図り、安全な都市づくりを目指すことを目的に設立された。

ii 活動内容

活動内容は、以下の通りである。

- ① 各家庭の火災予防並びに消火器・住警器の設置普及
- ② 防火講演会その他の防火教育、防火訓練等による防火思想の普及高揚
- ③ 火災の早期発見、通報並びに初期消火

		計		市街地		農山村地域		漁村地域		その他の地域	
		組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数
計 (A)～(C)		96	13219	56	10672	36	2139	4	408		
活動状況別組織数	消火活動を行う(A)										
	消火活動は行わないが、炊き出し、連絡、救助、救護等を行う(B)	96	13219								
	(A),(B)は行わず予防の啓蒙活動を行っている(C)										

iii 交付金

1971（昭和46）年6月30日、防火クラブ交付金要綱が定められ、その後改正を経て、女性防火防災クラブ及び少年消防クラブ運営交付金交付要綱に基づく現在の交付額は以下のとおりである。

世帯数100戸未満	8000円
世帯数100戸以上300未満	1万円
世帯数300戸以上500未満	1万2000円
世帯数500戸以上	1万5000円

使途範囲は、①消火器、消火バケツ、消火用水その他消防用機材の購入又は整備に要する経費、②クラブ員の防火教育及び資料の購入、講習会の開催など研究活動に要する経費、③区域内に対する防火広報その他の防火活動に要する経費である。

連絡協議会への運営交付金は連絡協議会運営交付金交付要綱に基づき、前年度の事業実績及びクラブ数を算定の基礎として予算の範囲内で定められる。上限は44万円である。

交付金は、女性防火防災クラブ単位の場合、①各クラブ部長からクラブ区域内の世帯数に応じた交付金申請を取りまとめる、②会長がクラブ運営交付金交付申請書により市長に宛て申請する、③市長からクラブ運営交付金交付決定通知書により通知があり銀行に振り込まれる、④支部に属するクラブには支部長を経由して、個人のクラブには直接交付するという流れで交付される。

女性防火防災クラブ連絡協議会の場合、①会長が連絡協議会

交付金申請書により市長に宛て申請する、②市長から連絡協議会交付金交付決定通知書により通知があり銀行に振り込まれるという流れで交付される。

令和6年度予算措置内容	142万8000円
各地区女性防火防災クラブ交付金	98万8000円
連絡協議会交付金	44万円

【評価】

両連絡協議会とも年間を通じて活動しており、また、その内容も各連絡協議会の目的に沿うものであり評価できる。

【意見】

今後も各連絡協議会が形骸化しないように、佐世保市においても、連絡協議会交付金交付要綱第9条に基づく調査を毎年行い（少なくとも数年に1度程度の周期で定期的に）行うことを検討していただきたい。

ウ 消防用設備等の設置及び維持

佐世保市地域防災計画では以下の通りの取り組みを計画している。

- (ア) 法令上設置が義務付けられている消火設備、警報設備、避難設備等の適正な設置及び維持管理について指導を強化する
- (イ) 消防用設備等の定期点検及び報告について、指導を徹底する。

また、消防用設備等についての届出件数は以下のとおりである。

消防用設備等の設置及び維持について

消防用設備等の設置届出	件 数	消防用設備等の設置届出	件 数
消 火 器 設 置 届	119	避 難 器 具 設 置 届	20
屋 内 消 火 栓 設 備 設 置 届	10	誘 導 灯 設 置 届	90
スプリンクラー設備設置届	10	消 防 用 水 設 置 届	1
水 噴 霧 消 火 設 備 設 置 届		排 煙 設 備 設 置 届	
泡 消 火 設 備 設 置 届		連 結 散 水 設 備 設 置 届	
不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 設 置 届	2	連 結 送 水 管 設 置 届	4
ハロゲン化物消火設備届		非 常 コ ン セ ン ト 設 備 設 置 届	1
粉 末 消 火 設 備 設 置 届	4	無 線 通 信 補 助 設 備 設 置 届	
屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 届		総 合 操 作 盤 設 置 届	
動 力 消 防 ポ ン プ 設 置 届	3	パッケージ型消火設備設置届	10
自 動 火 災 報 知 設 備 設 置 届	176	パッケージ型自動消火設備設置届	
ガス漏れ火災警報設備設置届		共同住宅用スプリンクラー設備設置届	
漏 電 火 災 警 報 器 設 置 届		共同住宅用自動火災報知設備設置届	8
消防機関へ通報する火災報知設備設置届	43	住 戸 用 自 動 火 災 報 知 設 備 設 置 届	6
非 常 警 報 設 備 設 置 届	28	特定小規模施設用自動火災報知設備設置届	22

政令で定める消防用設備等の種類の内容に関する届出件数

消防法第17条3の2の規定によるもの。

指導内容については別添【ア予防査察について】を参照。

消 防 用 設 備 等 点 検 結 果 集 計 報 告 書 (令和5年度分)

標記の件については、下記のとおり届出数がありました。(単位：平方メートル)

管轄別 項 別		合 計				中 央 署		東 署				西 署			
		市 内		広 域		市 内		市 内		広 域		市 内		広 域	
		1000 以上	1000 未満	1000 以上	1000 未満	1000 以上	1000 未満	1000 以上	1000 未満	1000 以上	1000 未満	1000 以上	1000 未満	1000 以上	1000 未満
合 計		713	1538	221	632	391	736	172	343	156	488	150	459	65	144
1 項	イ	9	6	3	1	5		2	3	2		2	3	1	1
	ロ	12	32	20	28	6	10		5	16	25	6	17	4	3
2 項	イ		1				1								
	ロ	10	7	2	2	3		4	5		2	3	2	2	
	ハ														
	ニ		2				2								
3 項	イ			2	1					2	1				
	ロ	2	97	2	39		46	1	27	1	34	1	24	1	5
4 項		60	173	22	53	29	80	16	49	14	38	15	44	8	15
5 項	イ	27	28	6	34	12	8	11	8	5	21	4	12	1	13
	ロ	142	146	19	86	74	72	42	42	12	70	26	32	7	16
6 項	イ	35	111	10	35	21	62	8	22	7	25	6	27	3	10
	ロ	30	68	9	34	10	29	4	15	7	27	16	24	2	7
	ハ	33	228	11	100	15	99	9	43	8	89	9	86	3	11
	ニ	7	17	1	2	3	6	3	2	1	2	1	9		
7 項		3	6	10	2		4	1	2	5	2	2		5	
8 項		3	3	2	3	1		2	2	1	2		1	1	1
9 項	イ		1				1								
	ロ		2	1					2	1					
10 項															
11 項		7	19	1	10	4	8		3	1	8	3	8		2
12 項	イ	19	39	29	24	4	12	10	8	27	18	5	19	2	6
13 項		6	9	1	2	6	5		2		1		2	1	1
14 項		22	25	5	13	6	10	12	9	4	11	4	6	1	2
15 項		45	110	18	51	23	41	9	30	11	37	13	39	7	14
16 項	イ	196	342	40	98	136	200	32	60	26	66	28	82	14	32
	ロ	45	64	7	13	33	39	6	4	5	9	6	21	2	4
16 の 2															
17 項			1		1								1		1
18 項			1				1								

エ 危険物の規制

佐世保市地域防災計画では以下の通りの取り組みを計画している。

- (ア) 危険物、指定可燃物の製造、貯蔵、取扱、運搬については、法令に基づく適正取扱い等の指導を行う。
- (イ) 危険物施設等については、その位置、構造、及び設備の適正な維持管理と法改正にあわせた早期改修を推進する。

佐世保市における２０２３（令和５年）度の危険物の立ち入り件数等は以下の通りである。

令和５年度 立入検査状況表

単位：施設

危険物施設						
	施設数	目標数	立入検査数	実施率 (%)		指示数等（件）
佐世保市	631	631	631	100.0	指示数	100
					改善数	79
					改善率	79%
委託市町	260	260	260	100.0	指示数	73
					改善数	70
					改善率	96%
局全体	891	891	891	100.0	指示数	173
					改善数	149
					改善率	86%

毎年全ての施設に立入検査を実施し、指示事項のある施設は追跡調査を行い改善に努めている。

目標数根拠	危険物施設	第１種： 891施設(毎年)	・消防局管内にある全ての危険物施設
-------	-------	----------------	-------------------

オ 火災気象通報及び火災に関する警報

長崎県知事は消防法第２２条１項に基づく火災気象通報を受けたときは、消防法第２２条２項に基づき直ちにこれを佐世保市長に通報しなければならない。また、佐世保市長は、火災気象通報を受けたとき又

は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報の発令基準（佐世保市火災予防条例施行規則第 8 条）は以下の通りである。

- ・ 実効湿度 60 % 以下で最低湿度 40 % を下り、最大風速 7 メートルを超える見込のとき
- ・ 平均風速 10 メートル以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込のとき。（降雨、降雪中は発令しないことがある。）

また、火災警報発令中の火気の使用に関する制限及び広報について、火災警報が発令されたときは、広報車を巡回する等積極的な広報活動を行い、市民へ火気取扱いについての注意を喚起する等の周知徹底に努め出火防止を図ることとしている。火災警報発令中は屋外の焚火、林野の火入れ若しくは煙火の消費の禁止、その他火気使用制限について広報及び指導を強化するとともに、火災警報発令条件に該当しないが、特に乾燥又は強風時等気象状況が火災予防上警戒を要すると認められるときは、前述記載のものに準じた措置をとることとなる。

なお、火災警報発令中の火気の使用に関する制限としては、佐世保市火災予防条例第 29 条に定められているが、佐世保市では、過去に火災警報が発令された記録はない。

カ 特殊情勢下における特別措置

地震等による危険物の大量流出若しくは爆発危険その他大規模災害等の発生が予想されるような事態に至った特殊情勢下においては、地域住民に広報を実施し、周知徹底を図り避難誘導、火気の使用禁止その他必要な措置を示すとともに、防火安全対策を立て事故の防止と被害

の軽減を図ることとしているが、特殊情勢に該当する事案を個別具体的に選別し、措置内容について計画をしていない。

4 資材器材等の整備に関する計画

佐世保市では、以下の計画に基づき、災害応急対策に必要な資材、器材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるように常時それらの点検整備及び数量を確保するものとしている。

主要資器材施設	掲載個所（佐世保市地域防災計画）
水防用資器材施設	第3編・第1章 第17節 水防計画
消防用資器材施設	第3編・第1章 第19節 消防活動計画 第25節 海上災害応急対策計画 第3編・第2章 第19節 消防活動計画 第25節 海上災害応急対策計画
上下水道用資器材	第3編・第1章 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 第3編・第2章 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
防疫用資器材、薬剤	第3編・第1章 第9節 医療救護、防疫に関する計画 第3編・第2章 第9節 医療救護、防疫に関する計画
救助用資器材施設	第3編・第1章 第11節 緊急輸送計画 第20節 緊急業務計画 第25節 海上災害応急対策計画 第3編第2章 第11節 緊急輸送計画 第20節 救急業務計画 第25節 海上災害応急対策計画

5 気象伝達に関する計画

（1）警戒レベルを用いた防災情報の提供

ア 警報レベルの意義

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 特別警報・警報・注意報の意義

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生する恐れがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・反乱、竜巻等による激しい突風、落雷等について実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等に警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(ア) 警報・注意報の発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

佐世保市 (宇久地域を除く)	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	長崎県 北部 佐世保・東彼地区	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	23 151
	洪水	流域雨量指数基準	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域=11.6, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日宇川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮村川流域=10.4, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 外海 20m/s 大村湾 20m/s
			陸上 20m/s 雪を伴う 外海 20m/s 雪を伴う 大村湾 20m/s 雪を伴う
			平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	外海 6.0m 大村湾 2.5m
	高潮	潮位	大村湾側 1.1m 九十九島側 2.4m
注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	15 87
	洪水	流域雨量指数基準	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域=18.9, 佐世保川流域=8.8, 日宇川流域=9.7, 小森川流域=11.6, 金田川流域=7.3, 宮村川流域=8.3, 小川内川流域=6.9, 牟田川流域=5.9, 早岐川流域=7.1
		複合基準 ^{*1}	江迎川流域=(7, 9.1)
		指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	陸上 10m/s 外海 10m/s 大村湾 10m/s
			陸上 10m/s 雪を伴う 外海 10m/s 雪を伴う 大村湾 10m/s 雪を伴う
			平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	外海 2.5m 大村湾 1.5m
	高潮	潮位	大村湾側 0.9m 九十九島側 1.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m 外海 500m 大村湾 500m
	乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下	
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
	着水・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長崎地方気象台

佐世保市 (宇久地域)	府県予報区	長崎県		
	一次細分区域	五島		
	市町村等をまとめた地域	上五島		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	27
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	179
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	2.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	最小湿度50%で、実効湿度65%			
なだれ				
低温	夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 最低気温が-3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(イ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で発表される。大雨、高潮に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ウ) 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(エ) 長崎県潮位情報

大潮による高い潮位、副振動や異常潮位などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表される。

(オ) 土砂災害警戒情報

大雨情報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる佐世保市（宇久地域を除く）、佐世保市（宇久地域）を特定して警戒を呼びかけられる情報で、長崎県と長崎气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当している。

(カ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間110ミリ以上の降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(キ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、佐世保市（宇久地域を除く）は長